

平生町告示第10号

平成25年第4回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年6月5日

平生町長 山田 健一

1 期 日 平成25年6月18日

2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

松本 武士君

村中 仁司君

久保 俊一君

中川 裕之君

河藤 泰明君

淵上 正博君

細田留美子さん

柳井 靖雄君

河内山宏充君

平岡 正一君

岩本ひろ子さん

福田 洋明君

応招しなかった議員

平成25年 第4回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成25年6月18日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成25年6月18日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平生町飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例
- 日程第6 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第7 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定(8日間)
- 日程第5 議案第1号 平生町飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例
- 日程第7 委員会付託

出席議員(12名)

1番 松本 武士君	2番 村中 仁司君
3番 久保 俊一君	5番 中川 裕之君
6番 河藤 泰明君	7番 淵上 正博君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 羽山 敦紀君

書記 村井 泰行君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	小島 康司君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			吉賀 康宏君
総合政策課長	角田 光弘君	町民課長	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長			山本 俊明君
健康福祉課長			田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長			岩見 求嗣君
建設課長	藤田 衛君	佐賀出張所長	安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長			福本 達弥君
社会教育課長			藤山 一人君

午前9時00分開会・開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第4回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、松本武士議員、村中仁司議員を指名いたします。

・

日程第2．会期の決定

議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月25日までの8日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決しました。

・

日程第3．諸般の報告

議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております、議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成25年6月の例月出納検査の結果報告、並びに地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため、出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名の報告はお手元に配布のとおりであります。

これをもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。

平成25年度がスタートし、早いもので6月半ばを迎えました。今の季節は田植えもほぼ終わり、水田にはみずみずしい早苗が風に揺れています。この豊かな自然と美しい風景を見ますと、まさに日本の原風景そのものであり、心が潤う気がいたします。

今年の梅雨は平年より早い梅雨入りとなりましたが、気象庁の予想より梅雨前線が南下し、6月初めから高気圧に覆われ、梅雨とは思えないような晴天が続いておりました。渇水や農作物への影響が出ないか心配をしておりましたが、ここにきて、ようやく梅雨らしい降雨となってまいりました。農家にとりましては、恵みの雨となっておりますが、今年の梅雨が、災害がなく、程よい恵みの雨にとどまってくれることを祈るばかりであります。

いずれにいたしましても、最近の異常気象による豪雨も想定し、引き続き、防災対策の一層の強化に取り組んでいきたいと考えております。

そうしたさなか、平成25年第4回平生町議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

このたびの上程議案は、先日の臨時会で議案を上程させていただいたこともあり、条例1件のみとなっておりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、平生町議会におかれましては、先日の臨時会におきまして、新たな議会構成でスタートされたところであります。引き続き、町政推進に当たっては、議会と行政が車の両輪として切磋琢磨しながら、その役割を果たしていき、町民の負託に応えていきたいと存じます。我々執行部も緊張感を持って職務に専念していきたくておりますので、御指導のほどよろしくお願ひを申し上げます。

まず、国政についてであります。

国の新年度予算は、年度をまたいだ異例の予算審議となりまして、5月15日に新年度予算が成立したところであります。当初予算としては過去最大の一般会計で、9兆2兆6,115億円となっております。今後、安倍首相の実効性のある着実な経済・財政運営によって、デフレ脱却や東日本大震災の復興などの対応の加速化に期待をしたいと考えております。

今国会の会期も今月26日に迫り、終盤を迎えております。7月の参議院議員選挙が近づく中、与野党とも国民が安心と希望を持てるように真摯な議論を尽くしていただきたいと思っております。

また、今国会で、マイナンバー法やインターネットを使った選挙運動を解禁する公職選挙法の改正などの成立を見ておりますが、抜本的な選挙制度改革や社会保障制度改革などの関連法案が足踏み状態となっているところであります。先送りされている懸案事項につきましても、議論を加速してもらいたいと考えております。

こうした中、安倍政権の経済政策である「三本の矢」として、「金融緩和」、「財政出動」に続く、第三の矢として「成長戦略」が6月14日に閣議決定されたところであります。安倍首相は、規制緩和を改革の「1丁目1番地」と位置づけ、「民間活力の爆発」をキーワードに、経済活性化や雇用拡大を目指すとのことであります。

さらに、「骨太の方針」も同日、閣議決定されております。内容は、社会保障を初め、公共事業、地方財政の3分野において見直しに取り組むことや、経済の成長戦略を展開していくことが明記されております。いずれにしても、成長戦略が景気回復を軌道に乗せ、税収増につながり、財政再建と疲弊した地域経済の再生につながるよう期待をしているところであります。

また、地方財政や地方交付税を初めとする地方を取り巻くさまざまな課題につきましては、今までも地方6団体で国に要望しておりますとおり、今後も「国と地方の協議の場」やさまざまな機会を通じ、地方の声を発信し、全国町村会や地方6団体で団結をして強力に要請してまいりたいと考えております。

なお、日本が抱えている課題として、少子高齢化の対応がありますが、6月5日に厚生労働省は合計特殊出生率が1.41人に上昇したと発表いたしました。明るいニュースかと内容を見ますと、出産世代である20代、30代の女性の減少により、出生率が上昇したということで、赤ちゃんの出生数は、過去最少を更新し、少子化と人口減少が進んでいるとのことであります。

先ほど申しました、安倍政権の成長戦略の中にも、女性の人材活用や少子高齢化の新たなビジネス活用なども打ち出されておりますが、結婚、出産、子育て、雇用改善対策など、総合的な施策の充実が求められています。

一方では、子供の貧困対策が喫緊の課題として取り上げられ、今国会で対策法が成立する運びとなっておりますが、これら日本の抱えている課題にも果敢に取り組んでほしいものと思っております。

それでは、3月定例会以降の町政の重要課題の進捗状況や経過につきまして、行政報告として

申し上げます。

まず、行政協力員会議について御報告をいたします。

5月13日から17日にかけて町内5会場で、行政協力員会議を開催いたしました。多くの議員さんにも御出席をいただき、お礼を申し上げたいと思います。

会議では、ほとんどの自治会長さんが行政協力員として就任されており、自治会の数は、現在、146ありますが、新規の自治会長さんは、このうち110人で、約71%の方が新規の自治会長さんとして御就任をいただいております。行政協力員会議では、新規の方が多くもあつて、主に行政の側からのお願いや情報提供など、たくさんの説明をさせてもらったところでもあります。

説明の後には、意見交換も行いましたが、多くの御意見や御質問、また、要望もいただきました。これらの意見等では、例えば、津波や避難などの防災対策について、交通安全や交通安全施設の要望など安全・安心対策について、移送サービスや緊急通報システムなどの福祉対策について、不法投棄などの環境問題について、そのほか、こちらから説明した内容の質問など、たくさんの御意見や御質問等をいただき、有意義な情報交換ができたと思っており、一定の成果があったものと考えております。

なお、内容によっては、早急に対応できるものや、引き続き今後の検討課題となったものなどありますが、それぞれ担当課で即座に対応させていただきました。

また、自主防災組織の設立につきましては、現時点で146自治会中、122の自治会において設立をみておりますが、自治会での組織率は約84%と向上してきております。引き続き、粘り強く設立に向けてお願いをしていきたいと考えております。

次に、平生・宇佐木両保育園の統合・新設民営化に係る取り組みについて御報告申し上げます。

建設予定地の西原自治会を対象に、5回目の地元説明会を3月24日に開催いたしました。町からは、測量設計による造成計画と建物の建築図面による保育園建設についての説明や、今後の建設に向けてのスケジュールについて説明をいたしました。

地元の皆さんからは、造成工事や町道拡幅工事が集中することに対する懸念や、開園後の車の交通量の増加に伴う交通安全の面や騒音などへの対応を求める声がありました。これらにつきましては、工事中の工程など十分協議をして進めていくことや、交通緩和策として通園バスの検討や、道路の拡幅、改良など地元の不安を少しでも緩和できるように町の考えを示して、地元の御理解が得られるように説明をまいりました。

現在、うちうみ会より開発許可申請並びに農地転用の許可申請が行われているところであり、両申請の許可がおり次第、造成工事に着手してまいる予定であります。平成26年4月の開園に向けて、運営事業者と連携を図りながら取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、「平生町健康づくり計画」に係る取り組みについて御報告申し上げます。

昨年度、町民の皆さんの生涯を通じた健康づくりに取り組むため、「健康増進計画」、「食育推進計画」を一つにした「健康づくり計画」の策定に取り組んでまいりました。

2月末から1カ月間、「平生町健康づくり計画」の案を公表し、住民の意見を反映させるパブリックコメント制度により意見を募集した結果、2つの意見が提出をされました。この意見に対し、「提出意見の概要と平生町の考え方」を4月12日から1カ月間、各公民館での閲覧と町のホームページに掲載をし公表しております。

今後につきましては、「健康づくり計画」と「概要版」を関係者や関係団体へ配布するとともに、「概要版」を6月14日に町内全戸に配布したところでありまして、広く住民にPRしてまいりたいと考えております。

次に、住宅用太陽光発電システム設置費補助事業についてであります。

住宅用太陽光発電システム設置費助成事業につきましては、平成22年度から24年度の3カ年間の本町独自の補助事業として取り組んでまいりました。

これは、地球温暖化対策の一環として、風力発電に伴う固定資産税の一部を原資に「平生町地球温暖化対策推進基金」として積み立て、これを、住宅用太陽光発電システムを設置される方に対し、費用の一部として助成を行ったところであります。昨年度の平成24年度は、計画最終年度となりましたが、3カ年の補助総件数は111基分でありまして、金額として1,456万9,000円の助成を行いました。本町といたしましても地球にやさしいまちづくりを推進することができ、一定の成果を上げることができたものと考えております。

次に、戸籍副本データ管理システムについてであります。

この戸籍副本データ管理システムにつきましては、東日本大震災における被災状況を踏まえ、市区町村の戸籍正本データと管轄法務局の管理する戸籍副本データが同時に消滅することを防止するため、遠隔地に戸籍の副本を保存する戸籍副本管理システムを構築するものであります。

本町では、今年10月の本稼働に向け、6月10日には、総務省から提供されるデータ転送のための市町村専用装置を設置いたしておりますが、6月25日には、初期データの転送シミュレーションを実施する予定であります。これにより、町が作成したデータは、この専用装置によって副本データとして専用通信回線を通じて遠隔地に設置する戸籍副本データ管理センターに送信され、災害に強い戸籍データの保管、管理が可能になるものであります。

次に、簡易水道事業の統合についてであります。

本町の簡易水道事業及び佐合島飲料水供給施設事業の田布施・平生水道企業団への統合につきましては、本年の3月定例会におきまして、関係条例の御議決をいただき、財産処分等につきましても関係省庁への報告、承認手続きが完了し、6月1日付をもって統合が完了したところであ

ります。今回の統合により、給水施設の一元管理、漁業集落排水施設使用料もあわせての一括徴収、老朽施設の計画的な更新など、今後の水道事業が合理的かつ効率的に行われ、サービスの向上につながることを期待するものであります。

以上をもちまして、行政報告を終わります。

終わりに、平成24年度の各会計の出納閉鎖を5月末で終えておりますので、その概要を簡単に御報告申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入総額50億6,604万9,375円、歳出総額49億972万9,525円で、差し引き1億5,631万9,850円となりまして、繰越明許費4,928万7,792円を控除いたしますと、1億703万2,058円が実質の差引額となるものであります。

次に、特別会計であります。8つの特別会計の総額を申し上げます。歳入総額40億8,178万7,215円、歳出総額40億4,901万9,688円で、差し引き、3,276万7,527円となっております。

以上、平成24年度の一般会計ほか、8つの特別会計の収支状況の概要を申し上げます。

.....

議長（福田 洋明君） 次に、教育委員会に関する報告を教育長から求めます。高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） おはようございます。

それでは、3月定例議会以降の教育行政についての進捗状況や経過について、御報告申し上げます。

まず、昨年から今年にかけての一連の平生中学校やスポーツセンター管理棟における器物損壊事件等ですが、捜査が完了し、非常に残念なことであります。平生町在住の少年が関与していたということで、柳井警察署から報告を受け、事件の終息をみたところでございます。

次に、平生中学校普通教室棟の耐震化工事についてですが、4月17日、入札が行われ、請負金額は2,978万8,500円、請負業者は光市の末延建設株式会社であります。工期は4月25日から9月27日までとなっております。工事内容は、鉄筋コンクリートブレースによる補強により、耐震化を図る工事であります。5月18日から現地での工事が始まっています。現在、足場の設置やコンクリート撤去などの工事を実施しておりますが、騒音の発生する作業があるため、夏休みまでは、土曜日、日曜日のみの工事としています。夏休みに入りブレース設置工事等を行い、9月8日の運動会には支障がないよう、現場での実質的な工事は8月末で完了予定としています。

また、学校敷地内の工事でありますので、くれぐれも生徒の安全を最優先として工事を進めるよう、工事業者をお願いをしているところでございます。

次に社会教育関係ですが、今年度から3年間、文部科学省から県を経ての委託事業であります「人権教育総合推進地域事業」に取り組むこととなりました。目的は、地域の方々と幼小中との連携、地域や学校への人権教育への支援活動、小中学校での人権教育に係わる研修などを通じ、学校、地域全体で人権尊重の意識を高めていこうというものです。今年度は特に推進組織など体制づくりを中心に取り組んでいくこととしています。

次に本町の歴史・文化に関することですが、4月27日から5月26日までの間、平生町出身の画家「岡落葉」の特別展示を、町歴史民俗資料館において開催いたしました。自画像等町所蔵品4点と、このたび寄贈いただいた風景画や書籍等35点を中心に展示したのですが、今年度から祝日も開館したことにより、町内外から関心をお持ちの128名の方々が来館されました。

また、般若寺所蔵の木造地藏菩薩坐像を、このたび町指定文化財に指定いたしました。これは、14世紀の南北朝時代の高さ46センチの一木造の仏像で、般若寺本坊本尊として安置されているものであります。これにより、町内には県指定文化財が8件、町指定文化財が7件になりました。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わります。

議長（福田 洋明君） これをもって行政報告を終わります。

日程第5 議案第1号

議長（福田 洋明君） 日程第5、議案第1号平生町飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） それでは、議案第1号平生町飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、簡易水道事業の統合に伴いまして、3月定例会におきまして御議決いただき、設置いたしましたものでございます。

簡易水道事業の統合につきましては、行政報告でも申し上げましたが、本年6月1日付をもちまして、佐賀簡易水道、尾国簡易水道及び佐合島飲料水供給施設が、田布施・平生水道企業団へ統合されたところであります。

現在、本町には蔭平・日向平飲料水供給施設がございますが、本施設につきましても、平成27年6月の統合に向けて関係施設の整備を行っているところであります。

このたびの改正内容につきましては、同水道企業団の水道料金が改定をされますので、蔭平・日向平飲料水供給施設の水道料金につきましても、同一地域同一料金とするために、同水道企業団の水道料金と同額にするものであります。本条例の施行日につきましては、同水道企業団が改正料金を適用する時期に合わせまして、平成25年7月1日となります。

以上をもちまして、本日御提案を申し上げております議案の提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思しますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをいたしますので、どうぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

.....

日程第6 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（福田 洋明君） 日程第6、一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） それでは、質問させていただきます。

平生町地域防災計画の見直しの進捗状況についてお尋ねいたします。今年度の、この秋には、見直しをするとのことでしたが、現在の状況についてお尋ねします。また、見直しの基準なども教えていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） それでは、平生町地域防災計画の進捗状況についての御質問でございますので、お答えさせていただきたいと思えます。

先般も御報告を申し上げましたとおり、本町の防災計画につきましては、平成11年に阪神淡路大震災の結果を受けて改定をしたものでございまして、その修正作業を今進めているところで、基本的には、国の防災基本計画に準じて、県が地域防災計画、この策定をしておりますから、これとの整合性ははかりながら、平生町としての取り組みを今進めておると。

で、いろんなその際に考慮しなければならない課題があります。国の中央防災会議における、南海トラフ地震対策の基本方向と実施すべき対策と課題ということで、先般、最終報告が出されております。それによりますと、平生町の被害想定の内容は、想定震度が6弱、最大の津波高が5メートル、津波到達時間は114分、といった想定結果になっております。

昨年から、いろんな地震、津波の想定、被害想定の見直しをしたり、土砂災害等につきましても、警戒区域の指定を受けたり、そしてまた、今回のような南海トラフの地震の被害想定等々こうしたものを踏み込んで、地域防災計画の修正を今進めているということで、今、ちょうど県の地域防災計画とのすり合わせを行っているという状況でございます。

基本的な、国・県の基本指針といえますが、基本的な部分は踏まえながら、町としてもしっかり策定を進めていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 平生町地域防災計画、法律等で決められたものですから、ある程度、いろんな地域、ほかの自治体と似たり寄ったりになることは、これは仕方ないかもしれませんが。しかし、住民の生命と財産を守るための計画であることは、間違いのないわけです。なら、もっと実際に住民の身体、生命及び財産を災害から保護できる計画でなければならないのではないのでしょうか。

今の御説明であれば、県とのすり合わせということですがけれども、事前に担当の方とお話をさせてもらいましたけど、そのときに、この第1編第3章の第4節「本町の災害」の項目には、風害、水害、高潮、この3つが記載されてるわけですがけれども、これには、変更はないということでした。

それについては、6月1日から県の図書館にある文書館、ここで歴史から災害を学ぶ「山口県災害記」、まあこれもその資料なんですけれども、これが開催されています。そこで、展示されてる古文書の一つに、1854年11月4日と5日に起きた、安政大震災の記述があります。4日に駿河湾から熊野灘、5日に紀伊水道から四国沖に推定マグニチュード8.4の地震があったとされています。古文書には、まさに平生村での液状化現象、この記録があります。

また、地域防災計画の中の第5節の「被害想定」、液状化について3モデル記載されています。それ全て危険度はかなり低いと評価をされています。まあこれは、想定が活断層によるものですので、これは想定を南海トラフ、これに変更して、再評価、その必要があるのではないのでしょうか。この液状化は、液状化した土地でも年月をかけて、液状化する前の状況に土地改良しない限り戻ってしまうそうなんです。ですので、1回液状化が起きたところでまた起きないということではなくて、再液状化、その可能性は十分にあると考えられます。

また、さっき述べましたように、液状化現象の記述と同じページには、隣の室積です、室積村の津波の記述もあります。これは、5日の5日目の地震のときです。「干潮の時間帯に180センチの波がきた」と書かれています。これに干満の差などを足せば、先ほど町長からもありましたけれども、政府が発表していますこの辺の津波の高さですね、これがより現実的なものになるんです。秋まで期間が短いですから、このようなことも参考に、実際に、平生町に役立つ計画にしていきたいなと、そう思います。

また、以前、一般質問で御提案させていただきましたが、災害発生時のライフラインの確保についてです。第4章第2節防災会議の図のところに、田布施・平生水道企業団企業長ともありますように企業長が含まれています。災害時の水道の確保は、これ必須であります。第2編第14章「災害救助物資確保計画」、第2節「飲料水の供給」、ここには災害時に給水活動が円滑に実施できるような体制を整備しておくこととあります。平生町で言えば、今議案等ありました

けれども、飲料水供給事業これがあります。で、現在、田布施・平生水道企業団は、昨年度に比べ職員の数も減っています。企業団が管理する水道管は、全て1本につなげると、ここから岡山の倉敷を過ぎたあたりまでの延長距離、総延長があるそうです。

確かに、大災害が発生すれば、町の対策本部の人員確保も難しい状況になるでしょう。古い管から耐震化への更新もなかなか進んでいません。その中、先日、小学校で行われた出前授業、水道の授業があったんですけども、そこで「断水になったらどうなりますか。」という質問に、企業団の職員の方は、こう答えていました。「私たちが運んできます。安心してください。道路が壊れていたとしても、両手にタンクを抱えて届けます。」そう答えていました。それにつけ加えて、「でも、おじさん一人じゃ、タンク2つしか抱えられんけ、みんなで分けて使おうてね。」そう伝えてました。そのとき僕のそばにいた児童が、「じゃけ父さんペットボトルの水を車庫に置いちょんじゃ。」そこのお宅は恐らく備蓄をしちよってんですね。

前後しますけど、その第14章「災害救助物資確保計画」ですが、阪神淡路大震災、東日本大震災で明らかになっていくとおり、行政よりも、住民みずからが必要なものを準備していくことが最も重要であるということです。幾ら行政が備蓄して、住民に周知をしたとしても、全ての住民に十分な物資を備蓄することは不可能です。逆にその少なさに、不安をおおることになるかもしれませぬ。ま、その不安のおかげで、各自の備蓄が進んでくれるといいとは思いますが。

記憶に新しい東日本大震災の映像を見ただけでも、行政に対して備蓄を求めていくことよりも、備蓄だけでなく訓練にしても、各自で備えることが、みずからの命、大切な人の命を守ることに直結することがわかったと思います。

第4節には、「住民の取るべき措置」、「町民は、防災の基本である、自らの身の安全は、自らが守るという考えに基づき、2、3日分の食糧、飲料水等の備蓄、非常時持出品の準備に努めるものとする」とあります。この4節の「住民の取るべき措置」ですけれども、住民の生命を守るためにも、この中に4節として入れておくよりも、これだけ、この単独一文だけでも独立させて、強調して、重要性を訴えるためにも独立させてはいかがでしょうか。

先日の集まりの中で、備蓄は十分なのかという質問に対して「できる限り備蓄しているので安心してほしい。」そういう答えがありました。この第4節の考え方は、このたびの修正で変更は恐らくないはずで。このような答えであれば、「せわない十分あるといや。」そういうことになるかもしれません。さらに、それが口伝えで多くの方に伝わるかもしれない。僕は不安に感じました。

ですので、この第4節「住民の取るべき措置」を独立させ、重要度を上げて強調させておけば、先ほどの答え、質問の答えにつけ加えて、「行政もできる限り備蓄はしてますけど、限界があります。まずは皆さんが必要と思われるものを準備してください。」こう言えたのではないかなと

考えます。

長くなりましたが、以上3点、今回の修正で1点目、秋までには時間的に厳しいかと思えますけど、県とのすり合わせだけでなく、歴史的な事実からも計画を修正してはいかがでしょうかということ、2点目、水道のバックアップ体制を盛り込んでどうかということ、そして最後に、「住民のとるべき措置」を独立させたらどうか、以上3点、お答えいただければと思います。よろしくをお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 地域防災計画をより充実させる立場から、御提言をいただいたものというふうを受けとめさせていただきます。

歴史的な、もちろん平生町で、今進めておりますけれども、見直し作業をですね。基本的な部分ってというのは、これはもう決まっておりますから、国・県の基準がございまして、これと反したものを市町村がつくるわけにいかない、これはまあ法定されておりますから、それはそれで基幹的な部分は、それは踏まえて、その上に平生町の、先ほどありましたように、いろんな地理的な条件も、この平野部はまさにゼロメートル地帯、こういう状況を踏まえての対応、それから組織もこの水道企業団の先ほど話もありましたが、そういうような組織的な条件、あるいは町なりの力をいれていかなきゃいけない、そういうものをやっぱり加味をしていって、この防災計画を策定をしていくと、こういう基本的な考え方はあります。

その中で、今御指摘をしていただいたような歴史的な事実に基づいて、これを参考にしてやれということで、確かに南海トラフのされておる被害想定を含めて、このかなり大きな規模で想定がされておりますから、この辺も十分参考にできる資料はしっかり参考にしながら、我々も対応していかなければいけないというふうに思っておりますが、できるだけ最悪の事態が起こらないに越したことはないけども、想定をしながらそれに備えていくという、やっぱり基本的なスタンスはもっていきたいというふうに思っております。

それから、水の確保を含めてライフラインの確保につきましても、御指摘のように、ここは企業団それから広域消防等の関連もありますから、こういったお互いのそれぞれの連携によって、一番ライフラインの確保というのは一番まず、まず重要な課題になりますから、これについても平生町としての考え方というのを、この中にも示していくようにしたいというふうに考えております。

それから、備蓄に関連をして、やっぱり住民のとるべき対応といいますが、そういうものも含めて、この計画の中で、例えば備蓄も今回の南海トラフの最終報告等でもありますが、家庭でもそれまで2、3日とこうふうに言われておったんですが、1週間以上の備蓄をふやすようにしなさい、まずは自助ですよという言い方が、今されております。

したがって、行政としてできる、できるだけの対応はしなきゃなりませんが、まずはそこを、皆さんの自助努力をしっかり補完していける、そういう共助の部分、あるいは、公助の部分をしっかりバックアップをしていくというのが、基本的な形になろうと思いますので、そういうものを含めて、この今防災計画の中で、今回の平生町の地域防災計画にできるだけそういった地域的な要件も取り込んでいけるように進めていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 前向きな答弁ありがとうございました。 続いての質問に移りたいと思います。

続いては、平生ファン倶楽部についてお尋ねしたいと思います。まず、会員数など現状と、今後の課題や方向性についてお答えいただければと思います。また、いいきっかけというか機会ですので、この平生ファン倶楽部とはどういったものなのか。確認のためにも、もう一度御説明いただければと思います。よろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 平生ファン倶楽部についての御質問でございます。

まず、このファン倶楽部は、平成12年になります、もう10年以上も前になりますが、12年の8月に本町の出身者あるいはまた、本町にゆかりのある方々、町外で、県内外の方々と、お互いにこの平生町にゆかりのある方々がしっかり平生町のファンとして、お互いに情報交換をしながら支えていっていただけるようにその輪を広げていこう、こういうひとつの狙いでスタートいたしました。いろんな平生町のこちらから広報だとか、県の広報紙あるいはまた特産品情報とかそういうものを会員の皆さんに送って、できるだけ情報の伝達発信を行ってきたという状況であります。

で、いろいろ去年ぐらいからフェイスブック等の開設をして、活性化を図ろうということで取り組んでおりますが、残念ながら会員は、今半減をいたしております。減少傾向にあるのは間違いありません、会員が高齢化をする、そしてまた次の世代に引き継いでなかなかいけていない。あるいはまた、そういったPRが十分足りていないんじゃないかというようなこともありまして、ちょうど10年以上経過しましたので、この辺で改めて再検討の時期を今迎えておるのかなと。

で、どういう形で充実をさせていけばいいのか、こうしたやっぱり町外からも含めたネットワークを構築をしていくというのは、これは大事なことでありますから、いろんな存在をどうアピールをしていって取り組みを進めていくか、ひいてはこの地域の活性化につなげていけるかということ、これから改めて十分検討していきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） まず、これ13年もの間続けてこられたこと、担当者の努力、こ

れはほんとに敬意を表したいと思います。一方で会員数の減少やマンネリ化など、検討すべき課題もあるのではないかと、今お話でもありましたし、あると僕も思います。

これが始まった当時、恐らくこの地域としては、先進的な取り組みであったのではないかと考えています。しかし、現在ではインターネットの普及や携帯電話の進化など、ほんとに時代の急速な変化により課題が出てきたのではないかと考えます。

確かに、今お話にもありましたけど、フェイスブックも開設されています。僕もよく見るんですが、3月の更新は非常に多いんですけど、最近ちょっとさみしいかなという部分もありますし、十分に平生町の情報や魅力を発信できているかということ、どうでしょうか、ちょっと疑問が残ります。

ですから、僕は今こそ平生ファンクラブが本気を出すときだと考えています。これまで、12年間築いてこられた会員さんとのネットワークを活用して、例えば都市部での交流会の開催、またいろんな環境や時代を町外で過ごしてこられた会員さんとの、双方向からの情報を交換できる仕組みなどを考えてはどうでしょうか。これらが、がちとはまって、時代にはまって動き出せば、必ず会員さんにとってもですけど、平生町、平生町民にとって明るい何かが見出せると考えます。

まずそのために、会員さんも、職員さんだけでやると、ほんとつきっきり、更新とかを考えるとつきっきりにならなきゃいけない、専属のスタッフを設けなきゃいけないような状況になるんじゃないかと思うんです。ですので、会員さんも会社をリタイアされて、こういうのを得意なリタイアされた会員さんですね、そういう方も含めて、僕ら、町長もですが、アメフトやってみましたスペシャルチーム、特別のスペシャルチームを結成して、イベントの企画などをしてみてはいかがでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ありがとうございます。こういうファンクラブをもう一回再構築をしてその活性化を図って、地域のそうしたネットワークがより強化をされていくという方向で、我々も今、先ほどありましたように十何年経過をいたしまして、改めて今、そのこれからのあり方について、もう一度再挑戦をしていかなきゃいけない時期を迎えておるといふふうに思います。

会のあり方そのもの、それから情報発信の仕方、それから問題は中身です、そのコンテンツをどうしていくのか、その場合の組織といえば、今ありましたように一つのタスクフォースといいますが、そういうものをどうつくりあげていくのかということで、今のところは、まず「隼より始めよ」で、町からスタート切っておるわけですが、よりその裾野が広がって、この趣旨が理解をいただけて、御協力をいただけるように、また議会の皆さんにも御協力のほどよろしく願いをいたします。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） ぜひとも、実現を、議会も含めてですけども、一生懸命頑張っていきたいと思います。

若い世代には少ないとは思いますが、インターネット、スマートフォンこの単語、この呼び名を聞いただけでも拒否反応してしまう方々もおありだと思います。スペシャルチームには、いろんな世代の人材構成これができるらしいんじゃないかなと考えてます。

少し、話はズレるかもしれませんが、日本の景気、今上向きだそうです、個人的には平生町内、好景気はなかなか感じることはできません。町内、また周辺地域でも働く場は減っています。子供たちが元気に学校へ通い、一生懸命友達と学び、遊べるのも、また子育て世代が一人でも多くの子を産んで育てられるのも働く場があってこそです。

町長、今、僕は山田町長にしかできない仕事があると信じています。町長の人生で築いてこられたネットワークを使い、平生ファンクラブを活用し、ぜひとも平生町に雇用の場をつくらせていただけないでしょうか。佐竹副町長とともに、政策面でのトップマネジメントの強化も図られています。町内のことは、副町長に任せて、トップセールスマンとして、平生町ファンクラブ部長として、力を発揮していただきたいと思います。それが、実現できるようにファンクラブのさらなる整備をお願いいたします。もし、何か思いがあればお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 大変御意見ありがとうございました。

.....

議長（福田 洋明君） 次に、淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） それでは、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、上関原発の問題です。原発の交付金に頼らない町づくりをということで、質問をいたします。

東京電力の、福島第一原子力発電所の事故から2年が過ぎました。しかし、いまだに事故の収束が見えないどころか、今なお続いている1日400トンという膨大な汚染水の増加、被災者不本意の復旧、復興の遅延など、問題が山積みをしております。こういう現実を目の当たりにしても、中国電力は、上関原発の建設を続行をしようと、今しております。

もう一方、国民の間には、原発ゼロを目指すさまざまな運動が広がり、草の根からの新たな取り組みも広がっております。この6月2日には、原発ゼロを目指す共同行動が開かれ、6万人の人が国会を包囲をしております。このように、今日本の国民の大多数は、原発に頼らないエネルギーを求めているのではないかと私は考えております。

一方、山口県知事は、昨年の知事選で脱原発依存は当たり前と選挙公報に明記をし、上関原発

の凍結を公約としておりました。上関原発計画に伴う中国電力の公有水面埋立免許は、条件だった3年以内に竣工することができず、昨年10月6日に失効をするはずでした。

しかし、県は、中国電力に対し、昨年10月以降4度にわたり補足説明を求め、結果的には4カ月も結論を先延ばしをしてまいりました。その上現在は、中電の公有水面埋立延長申請の可否判断を1年も先送りをしました。これは公約の投げ捨て、県民を裏切る何物でもないと思います。

また、この件につきましては、現在これは、この6月の11日ですが、反原発市民団体から山口県知事への監査請求が今出されているところでございます。

そんな中、上関原発30キロ圏内の2市3町の中で、光市長は、光市は上関原発の隣接市に当たり、市民の命と財産の引きかえとなる、県の電源立地地域対策交付金14億円は、きっぱりと受け取りませんと述べ、県内の市長としては初めて、上関原発計画に賛成できないことを表明をいたしました。私は、光市民の思いを受けての光市長の決断に、大いなる敬意を表するものです。

当町におかれましても、町民の命と財産を守っていくために、原発交付金に頼らないまちづくりを進めていくべきだと考えますが、町長の見解を求めます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 原発交付金、いわゆる電源立地地域対策交付金のお話だと思いますが、に頼らないまちづくりを進めていくべきだというお話でございます。

原子力発電を取り巻く状況は、今、福島原発の状況は御指摘のとおりでありますけれども、国はエネルギー政策を今、ちょうど現行の計画を見直すということで、今、ゼロベースで見直すということで、新しい計画を策定をする方向で動いておりますし、県においても、今、お話がありましたように、この上関の発電所建設にかかわる必要な公有水面埋立の免許申請については、判断を先送りしておるといった状況であります。

したがって、今この上関原子力発電所建設をめぐる動きの中で、まだまだ先行き不透明な状況があるというふうにとめております。したがって、電源立地地域交付金の性格そのものについては、この前も議論しましたが、淵上議員と若干その認識の差がありますけど、で、今その交付金そのものに、交付金をめぐる動きは全くありません。したがって、われわれが町政を運営する立場から、そういった交付金の用途が立たないものを当てにして、この町政運営していくということはありません。しっかりそういうのは今の段階で、話がないわけでありまして、現実をしっかり踏まえて、町としては対応していきたいというふうにと考えております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 先ほどの質問でも申し上げましたが、国民の大多数、また平生町民の大多数が原発に頼らないエネルギーを、今、求めているのではないかと、こういうことは、

これは現実だと思います。

そして、この質問は、この原発の質問は、僕が議員になって、すぐ質問させてもらって、今回で11回目になるのではないかと、こういうふうに思います。

まあ、皆さんもこの3月11日、3・11の福島原発の事故を目の当たりにして、今現在の人間の科学では放射能は制御できない、こういうことが皆さん理解できたのではないかと、このように考えております。今のこの平生町のように、自然再生エネルギーを活用した発電、風力発電、また今5カ所目になろうかとしている、太陽光の発電、この人に優しい発電を進めていくべきではないかと今、考えておるところでございます。原発による発電ではなくて、自然再生エネルギーへの発電の移行が望ましいと、このように考えてますが、この点については、町長どのようにお考えでしょうか。

議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。

午前10時10分から再開いたします。

午前9時56分休憩

.....
午前10時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。再生可能エネルギーの推進についてでございますが、町としても可能な取り組みについては進めていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） ぜひ原発ではなくて、自然再生エネルギーを推進をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

町民財産の確保ということで、質問させていただきます。

これは、先月5月の2日ですが、私の自宅から50メートルほど離れたところで、建物火災が発生をいたしました。私もすぐ隣ですから、ここにも隣の人がおられますけど、すぐ隣で火災が発生したんですが、なかなか消防車が来なくて、やきもきしながらずっと見ておりました。そして、消防車が到着して、消防車に幾らかの水を積んでいるわけなんですけど、その水を放射いたしましたけど、なかなか火が燃え上がったときには、それぐらいでは火の勢いは、なかなかおさまりません。

私たちの自治会には、2カ所の防火用水槽がありますが、今回の火災現場からは、1カ所は150メートル、もう1カ所は300メートル離れたところに設置をされております。僕は、用水槽からホースをつなぎ、放水開始までは、正確にはかっておりませんが、僕の感覚では5分以

上かかったのではないかと思います。その5分の間に隣の家の延焼になったと私は今考えております。

現在、上水道が今回の火災現場のすぐ近くまできております。これを調べてみますと、配水管の口径は50ミリだそうです。この口径50ミリでは、消火栓を取りつけても圧力の関係で、消火効果が薄いと今言われています。そのためか、消火栓は今のところ、この近くには設置をされておられません。しかし、消火効果は薄いといっても、何らかの形で、初期消火の対策はとっておくべきではないかと思います。

私も水道法を少し勉強をさせていただきましたが、その中で水道法第24条の消火栓の項目では、「水道事業者は、当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならない」というふうになっております。近くに消火栓があれば、今回の火災では延焼が防げたのではないかと考えられます。

もう1点、平生町の水道配水管設置状況を見てみますと、50ミリ以下の配水管が、32%を占めております。約3分の1を占める地域での防災対策を、どのようにしていくのか、私は町民の安心・安全、町民の財産を確保するためには、早急な上水道の設置はもちろんのこと、消火栓の設置が求められておると思いますが、町長のお考えをお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今回の火災に起因をして、初期消火のあり方について、今、御質問をいただきました。

確かに50ミリの水道管ということで、限界があります。で、御指摘のように消火栓につきましては、消防水利の基準がございまして、150ミリ以上でないと、これは、取りつけてはいけないということになっております。したがって、50ミリということになると、ちょっと無理が、どうしても現実に65ミリの金具をつけてセットしなきゃいけないということですから、それ以下だと無理があるということで、なかなかそこら辺の基準が設定をされている状況であります。

したがって、防火水槽ということで、今取り組んでいただいておりますが、これも提供していただける土地があるかどうか、そこら辺の御協力がいただけるかどうかということが一つ、それから年次ごとに、今、町のほうも防火水槽とか消火栓の設置については、今取り組みを進めさせていただいておりますけれども、消火栓の設置についても、これから企業団との話もありますけれども、新規の布設のときの状況、あるいは、布設がえの計画等々、情報提供を企業団ともしっかり受けながら、タイミングを見て、対応できるところは対応しながら、布設がえができるところは布設がえをしていって、消火栓が設置できるように、ということも一つの方法だというふうに思っております。

ほんとに広域消防なり、消防団の皆さんなり、初期消火がやっぱり一つの大きな火災の動向を

左右するということでもありますから、これからも、そういった意味では、あの水利はいろいろありますけれども、しっかり活用できる、生かされていくような水利ということを考えていきたいというふうに思いますので、また、具体的な対応については、それぞれ地域の状況を踏まえて対応していきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） さっき、町長の答弁にもありましたが、一応は150ミリ以上の配管に消火栓を取りつける、こういうふうになって、今、町内では、87.7%が設置をされているとこういうふうになっておりますが、やはり、150ミリ以下のところが多いわけなんです。そうすると、そこの初期消火対策というのは、絶対にこれは考えていかんやいけんというふうに考えられます。

それと、ほんと1秒でも2秒でも早く火を消さない、だんだんと火は、ほんと一気に燃え広がります。だから、消火栓もですが、今いろいろ土地の提供と言われましたけど、防火用水槽の設置もこれもひっくるめて、やっぱりその辺を検討すべきと思います。その辺で、町はこの2点について、どういうふうな考えを持っておられるか、対策を検討しておられるかをお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総務課長から答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまの、御質問でございますが、まず取り組み状況につきましては、それぞれ地元の住民の土地の無償貸与等が御協力を得られれば、防火水槽の整備を今までもやってきておりまして、防火水槽については、40トン以上は今98カ所、また今のところ、これはまあ世帯数にもよりまして未満のところもあるんですが、40トン以下、未満のところも10カ所、計108カ所の防火水槽を設置しております。

また、消火栓につきましても、先ほど町長申しましたとおり、水道企業団と連携して、新設の場合、また、布設がえの場合、それに見合う、基準に見合う、そういった水道管布設について、防火水槽を年次的に整備をしております。

また、先ほど町長申しましたとおり、地域の特性を生かしたようなまた、それぞれの地域の状況での対応ということも一つ考えていかなくちゃいけないと思っております。ということで、消防水利につきましては、例えば消火栓また防火水槽、それ以外にも、例えば河川とか堀とか池とかいろいろ例えば海とか湖とか、いろいろなものがございますので、そういったことも含めて、その地域性にあったような取り組みを今後ともしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） 瀧上正博議員。

議員（7番 瀧上 正博君） 今、答弁にありましたが、108カ所水槽があると言われましたが、それでもちょっと距離が長くなるんです。その間に火が燃え広がるとこういうことがあるんです。それとちょっと、お伺いをしたいのは、うちのすぐ150メートルのところに防火水槽があると言いましたが、その防火水槽の上に消火栓らしきものがあるんです。これは、どねえにしてもあかないんです。あかないようにしてあるんです。何のためにそういうものを設置してあるのか、これもわからないし、確かに100メートル以内ぐらいのところに、何とかできるように今からの計画。今、平生町では、土地の提供があれば、年に何カ所設置をする計画をしておられるか、この辺を再度お伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 今までの実績といたしまして、要望等お聞きしながら、また予算の財政において、ちょっと待っていただくようなこともありますが、年次的にその辺は整備をさせていただくということで、考えております。まあできるだけ、たくさんの方のそういった地元の要望があれば、対応することで、予算要求、またそういった財政の中での取り組みをさせていただけたらと思っています。

以上です。

.....
議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） それでは、質問させていただきます。

町の財源確保についてお伺いいたします。

平生町の平成25年度の予算組みでは、財政健全化に向け、取り組んでおられますが、経費削減、借入金返済を主に組まれております。それでは、じり貧となり、町の発展は考えられません。国では、財政成長戦略を進めているし、県においても強い産業なくして、あすの地域の活力は生まれまいとの考えから、産業力、観光力の増強を掲げ、予算を重点配分する方針を示しておられます。

平生町が発展していくためには、町だけでは難しいと思います。国や県の支援、協力が受けられるような財源収入のある計画が必要だと思います。そのところ、町長のお考えをお伺いいたします。また、今後の財源の確保についてのお考えがあればお伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町の財源確保ということで、御質問いただきました。御指摘のように、国・県において、次々と経済活性化の対策が打ち出されております。町におきましては、既にお示しをしておりますように、第四次の総合計画、そしてまた、第五次の行革大綱と、これに基づ

いて活性化を図りながら財源確保をやっていこうということで、今、取り組みを進めております。

いろんな今年度につきましても、地域の皆さんの活力といいますか、そういうものを取り込んで地域としてやっていこうということで、ひらお産業まつりにしてもそうですが、今年は観光協会のほうも、サイクルフェスタというようなことも計画をされております。地域が元気になっていく、そういう取り組みを町としてもしっかりバックアップをしていきたいというふうに思っておりますし、財源の確保という観点から言いますと、やはり安定的に確保していくっていうのは、町税です。町税をしっかり確保していかなくちゃいけないということで、今年度の予算でもそうですが、見られたらわかるように、大体12億五、六千万円町税ありますが、そのうちのやっぱり大層は固定資産税が約6億円、個人住民税が4億6,000万円かその程度、両方合わせて約10億6,000万円で、町税の8割から9割を占めております。

そのうちのやっぱり固定資産税が、今言いましたように、これを安定的に確保していく、これが大前提だというふうに思っておりますし、そういった意味から言いますと、平成22年度から、その前からも進めてきましたけれども、風車の増設、そしてまた先般のその老健の開設に伴う固定資産税、さらには、今ちょうどメガソーラーやっておりますが、これが来年度から26年度からの固定資産税として増収を見込んでおるという状況で、一定のそういった税収の確保に向けて成果を上げつつあるというふうには思っておりますが、これからまだまだやらなくちゃいけない、ほんとにこの徴収対策を含めて、今、税務課職員は一生懸命取り組んでくれておりますけれども、こうした各種の徴収対策を含めて、地道ではあってもやっていかなくちゃいけない税収確保ということ、財源確保という取り組みもあわせてやっていかなくちゃいけないというふうに思っております。

そういった意味で、一つの一方では地域が元気になるように活性化対策については、しっかり地元の皆さんの企業を含めて、そういうものを巻き込んでいって、力が発揮できるように、またそれを町がしっかりバックアップをしていくという体制は、これからも引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） 固定資産税確保は大変大事だと思います。しかし、今年度の歳入の増の要因としては、たばこ税でもありましたが、これは料金値上げのためで、喫煙者がふえたということではないようなので、次年度の収入増には期待できないと思われます。それにかわる収入源、固定資産税、今いろいろ誘致してされるということもありましたけど、それだけでは、町の活性化というか、雇用があまり生まれるような状況ではないと思いますし、何かやはりそこで、収入源となる計画戦略を進めていただきたいと思います。その辺の雇用と関連した、財収入源という計画というものは、どういうふうに考えておられますでしょうか。投資して、いろ

んなそこから財源が入ってくる、まあ今言う固定資産税もそのうちには入ると思うんですけど、そのほかの考えというのは、何かありますでしょうか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町税を中心に、税収確保を安定的に図っていくという意味では、先ほど言いましたように、その対象は個人住民税それから固定資産税、加えて軽自動車とか先ほどありました、たばこ税とか、この辺で両方で合わせて約1億程度だというふうに理解をいたしております。

で、そこで、たばこについては、若干値上げとかの動きでいろいろ左右されたりっていうのはありますけれど、それはそれとして、町としては、安定的にやっぱりそういった固定資産税なり個人住民税、しかもだんだん人口が減少傾向に入っておりますから、そういう中で、個人住民税をしっかりと確保していくということになると、どうしてもまずは雇用対策を含めて、皆さんの安心をして暮らしていける条件というものを整備をしていくということになるかと思えます。やっぱりこれは、総合的に地域の活性化戦略といえますか、そういうものを取り組んでいかなきゃいけないというふうに思っております。

いろんな、総合的な取り組みを地道であっても取り組んでいくということにつきるといふふうに思いますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） ぜひ、町の財政確保に尽力を尽くしていただきたいと思いません。

それでは、1番の質問を終わらせていただきまして、次に平生町の観光についてお伺いいたします。観光客増加に向けての取り組みについてお伺いいたします。

先日、山口県が発表いたしました、2012年山口県観光客動態調査結果を見ると、県内の観光客数は約2,820万人でしたが、去年は増加にあり、約118万の増加とありました。平生町でも、県内の観光客数が最下位という残念な結果となっております。隣接の観光客数を見ても、柳井市では約75万3,000人、田布施町では36万4,000人、上関町では15万7,000人、平生町では約5万人という結果でありました。県内1位は、下関市の約662万4,000人の観光客数です。

当町の本年度は、ひらお産業まつり、自転車ロードレース、太陽光ソーラーの見学などイベントの計画があり、観光客も増加することが見込まれます。しかし、それでも、観光客数から言えば十分ではなく、長期的に観光客をふやしていけるようなしっかりとした取り組みが必要と思われれます。

この最下位という結果について、また今後の取り組みについての町長のお考えをお伺いいたし

ます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 観光客の動向についての現状についての所感、そして今後の取り組みと
いうことでございます。御指摘のように県の観光客動態調査結果を見ますと、平成24年、去年
に1年間の観光客数5万360人ということで、数値が出されております。これも、その前に比
べて13.2%の増加、5,878人増加の結果ではありますがそういう状況。これは観光客数を
把握する今の基準が、本町においては、調査対象7カ所、これは大星山とかいろいろありますが、
それとイベントが十七夜とか産業まつりとかが対象、これは宿泊施設が2カ所からというよう
なことで、それぞれの数を積み上げてこうした数になっております。

大変、結果的には残念な結果になっておりますが、この今の観光客数の把握について、県はそ
れぞれの市町の観光部局から上がってきたやつを集約して発表しておるとい段階で、その基準
が、把握の仕方がそれぞれ市町でばらばらである。例えば、平生町の場合でいいますと特産品セ
ンター含めて、よその市町では当然こういった農業振興施設あるいはまた道の駅、こういったと
ころは全部観光客としてカウントされております。で、うちの場合はそれが入っていない。祭り
にしても、主催者発表なのか、実際に数を数えてカウントしたやつ、例えば平生の産業まつりは、
スタンプを押したのをちゃんと数えて出しておるといような、この基準が、別に言いわけをす
るつもりありませんが、基準が統一をされていない。で、これは、今年度聞いてみると、県のほ
うは、観光客ふやそうという計画もありますんで、この基準を統一をしていこうと、各市町、い
うことでありますから、当然それを踏まえて来年度はしっかり、そこら辺の数値が発表できるよ
うに準備をさせていきたいというふうに思っております。

ただまあ、私自身は、大星山にしても年間1万四、五千人それから、交流館にしても、あの施
設で毎年5,000人近い人が来て、できて間もなく交流館も5万人近くの人があそこに来てく
れるといようなことで、これはこれとして、私は大変ありがたいことだと思っております、
こういうあれは、しっかり積み上げてこれからもいきたいなというふうに思いますし、今、観光
協会を含めているんな事業部会を中心に、事業計画を立てられて意欲的に取り組んでおられま
すし、御承知のように、かんぼう君も登場しているいろいろ活躍をしてくれておるといような状況で、
新しい一つの動きというものもありますので、そういうものもしっかり大事にして、バックアッ
プをしていきたいというふうに思いますし、当面は倍増していけるように、この取り組みを進め
ていきたいというふうに思いますし、中、長期的な視点から言いますと、おっしゃったような観
光戦略、観光振興プランっていいですか、こういうものを検討に入っていかなきゃいけないとい
うふうに思っております。そういったまた準備も、これから進めていきたいというふうに考えて
おります。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） 今、国や県においても、目標数を掲げてそれに向かって皆努力しておられると思います。今、調査される基準ができてないというふうに言われましたけど、それは統一されて、県からあるのでしょうか、余りにも数値が離れすぎてると思うので、できましたら当町も観光客の目標数を掲げ、それに向けて努力して取り組んでいく計画なり戦略が必要だと思います。せめて、最下位から抜けられるよう目標数を掲げて進める、その目標数を出すということについては、町長はいかがでしょうか。数値が出せますでしょうか。いかがかお伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほども言いましたように、当面は観光客倍増に向けた取り組みをしていきたいというふうに思いますし、もう一度精査を、観光客の入りについての精査をしていくと、まあ、この市町村のデータを持っておりますが、どこちゅうのは別にしましても、この前まで何万人じゃったのが翌年から何十万人というような、そのデータも実は出ております。そこら辺のやっぱり、この正確性を期しながら、なおかつ着実にふやしていくという取り組みを展開をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） できるだけ、町外、県外からたくさん観光客が来られるように、魅力あるまちづくりが必要だと思いますし、私たちもよく商工会のほうから、山口に行ったり広島に行ったりして、いろんな事業で開発したものを売りに出してみましたけど、平生町ってどこでしょうかと言われる方が多くて、結構上関は知っちゃうけど、あそこ通っていくところだねと、田布施も、田布施の隣なんじゃねと、もうほんと平生町っていうのはどこっていうのを90%以上の方が言われるんです。

だから、せめてPRっていうのも必要だと思うし、他の地域の交流、キャンペーンっていう、そういう連携した観光の取り組みが必要だと思いますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

以上で質問終わります。

議長（福田 洋明君） 答弁いいですか。

議員（12番 岩本ひろ子さん） はい。

.....

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 一般質問いたします。

今回は、まちづくりについてと、教育行政について通告をしておりますが、まず、まちづくりについてです。

町長の今年の3月の議案説明で、いわゆる参加と協働のまちづくり条例が成立したのを受けて、協働推進指針を策定をするんだと、そういうことが表明されております。

それで、私は、まちづくり条例を随分時間かけてつくりました。これから指針をつくっていくと、このままいったら2年半近くになっていくんじゃないかと思うんですが、いつまでにどういう案を策定されるのかっていうのが、一番問題になってくると思うんです。それで、まずは、町の大事なまちづくりの基本的な方針が、ほんとに時間かけてほんとに有用なんかという一つの疑問が生じたから、今回質問することにしたんですが、いつまでにつくられるんですか。

それから、策定された方針をどのように実行されるのかというのが一つ、それとも当然24年度で、参加と協働のまちづくり条例が成立する議決もいたしました。そういう方向に基づいて、25年度の行政も、考え方としては、進めておられると思うんですが、25年度の状況は、協働はどのように実行されてるのかという点をまず、お聞きをしたいと思うんです。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 平生町参加と協働のまちづくり条例を御議決をいただいて、この4月から条例が施行ということになって、今、協働推進プランいわゆる指針ですが、この策定に向けて取り組みを進めさせていただいております。

これは、内容はそれぞれいろんな活動をしていただく団体への支援、あるいはこれからつくられるであろうコミュニティ協議会、いわゆる地域の自主組織に対する支援、あるいはまたいろんな社会のボランティア等含めて、貢献活動いただく方々の環境づくり、こういったまちづくりの指針を示していくことになろうと思います。

でこれ今、9月を目途に、今検討委員会で協議を進めさせていただいております。これをもとにももちろん住民の皆さんにも、これから中身についてしっかり周知をしていかなければいけないわけでありまして、地域の自主組織いわゆるこの公民館単位の地域コミュニティの協議会の設立ということを目途に大きな取り組みの目標になってまいります。

これが、なかなか大変時間がこれからかかるだろうというふうに思っておりますが、しっかり地域の皆さんと、それぞれ町のほうもこれから出かけていって、地域の皆さんと膝を突き合わせながら、そこら辺の組織づくりというものに、これから取り組んでいくことになろうというふうに思っております。そうした、粘り強い取り組みが、これから一斉に全部各地域で取り組みをできればいいけども、そこはやっぱり強弱あると思いますので、その辺は、それぞれ地域の実情を踏まえながら、対応をさせていただきたいというふうに思っております。

いろんなそれぞれ支援していく自治会等に対する支援活動について、あるいは拡充事業等についても、先般説明させていただきましたけれど、これからそうした自治会あるいはまた地域で活動した場合の支援のあり方、それから公民館のあり方について、それから今、それに向けての庁

内の推進体制を構築をしていかなければいけないということで、機構改革を含めて検討を進めているという状況でございます。これから、こうした一つの今回も提案をさせていただいておりますけれども、協働事業に向けての、地域で取り組む協働事業に向けての推進体制を一方では整備をしていくということが、大きな課題だというふうに思っております。今年度そういったところをあわせて、今、取り組みを進めさせていただいておりますという状況であります。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 総論ですから、なかなか議論が地につかないという感がありますので、今回いろいろと調査をしてみました。それで、まず、協働のまちづくりをするのに、どこに町は依存されるかっていう問題が一つ。公民館だということ、前からよく言われているから、公民館で、今どれだけのお金使っているかというのは、調べてみたんです。小さいところを見ると、中央公民館で年間2,000万円、2,036万円、そのうち人件費が1,120万円。それと、大野公民館で年間938万円、そのうち人件費は730万円。曾根公民館で1,018万円、そのあと人件費が770万円。佐賀公民館、年間で2,603万円、人件費が2,353万円。大半、大体人件費が。それから、大野、曾根、佐賀と大体、実際の事業やってるのは200万円です。あと人件費。中央公民館の場合は、約事業やってるのが900万円ぐらいになりますかね。

ちょっと、こういった分析もされて実際に、今、今の体制は、教育委員会の職員が各公民館に派遣をされて、そこが人件費占めるわけですが、實際上、建物の番をするためにおるような状況じゃないかと。佐賀公民館の場合は、支所がありますから、その職員2名入れたって、年間2,300万円を超える人件費がかかっているわけですけど。じゃあ、実際にそれだけの人がその地域づくりにどれだけ貢献できておるかというのも問題で、これから先、こういった問題、これから地域づくりをすればどうしても人をふやしていくことが大切なんですけどね。けど、じゃここにどういう手を入れていこうかと思われているのか、今回ちょっといろんな政策を誘導する意味からも詳しい資料を事務局に依頼してつくっていただきました。

むしろ、もっと現況を分析して、とにかく公民館をお金、人を置いて開いてるだけという実態のようなことですから、もっとこの実態も分析をされて、あり方を、機構改革もすると言われるなら、教育委員会のあり方も含めて当然出てくると思うんですが。

それともう一つは、頼る自治会ですが、146自治会がありますが、いわゆる世帯数が30世帯未満の自治会が62%なんです。146のうち91、62.3%が30世帯未満。結局これがいろんな協働なり地域づくりの対象として、協議の相手に対象とそのならんとは言いませんけど、厳しい状況じゃないですかね。100世帯以上は5しかないんですよ、5。

例えば50世帯以上の自治会は27、18.5%なんです。実際に行政が自治会に相談をするとしても、やっぱり、ある程度の規模の数があるわけです。そうすると、今、行政協力員とのいろ

んなつながりは持っておられるかもしれんけど、いろんな行政を進める上での、相談相手にどれだけなり得るかという問題もあると思いますから、この協働のまちづくりを進めるのに、どこに重点を置いてどのようにやられるのかというのをもっと数字からも分析される必要があるんじゃないかっていうのを一つ思いましたから。

それから、9月までに策定をされるということですが、とにかくそれからいろいろ組織をつくってという、そうしよるうちに年数はどんどん経っていくんです。今回そういうのもありますから、ちょっと厳しい質問になるかもしれませんが、ちょっとそういう点じゃ、焦点をしばらくないまんま、総論がどんどんどんどん進んでいるのが、今のまちづくりの実態ではないかと思うんですが。私の感想ですよ。ちょっと、町長自身には、いろんなお考えがあつてでしょうけど、数字としてはこういう実態です。だからちょっと、先ほどいいことを言われました、組織の改正も含めてちょっと本格的なことが進むことを望んでおります。

それと、協働のまちづくりについて、実際には条例できておりますから、それなりの取り組みをしておられると思うんですが、行政協力員会議で私2つの参加しまして、協働のまちづくりという枕言葉作りながらいろいろ事業をやっておられますけど、実際にどれだけできておるんじゃないかというのを疑問に思ったことがあるんです。

一つは、今言いました自治会が行政との会でどれだけ協力相手、協働の相手になるかということで、25年度から自治会のいわゆる事業を、自治会館の建設を250万円から300万円ぐらいまでふやしましたから、拡充事業ですよっていう説明をされたんです。私は、これ初めて聞きまして、議会でもそういう説明されてないんですよ。第四次総合計画の3年の実施計画の中にも、集会所の建設を拡充するというのがあるんですがね。じゃが、何を重点にまちづくりを進められておるかっていう、もし本当に自治会の協働の場をつくらうって思うんなら、例えば、3月の議会での町長の提案理由説明は、集会所建設事業補助金の拡充などを行うと一言なんです。去年まで100万円の予算を250万円に膨らまされておられるんですけど、行政協力員会議では、250万円から300万円までは出しますよと。実際には保証のないお話です。250万円ですよ、予算は。

それと、私は委員会の議事録も見ました。委員会でも総務課長の答弁、集会所の整備につきましても自治会の要望で、集会所の建設補助は復活できないかということがあったから、ふやすんだと、それで、行政協力員会議で250万円から300万円っていう数字を書いて説明しておられた。実際には、1回も議会にそういう説明されてないんです。説明されてないから、わしゃいけんていうんじゃないくて、もっと協働のまちづくりをする焦点を絞って政策を進めていかんと、無駄な予算の執行になるんじゃないかという気がするんです。これもちょっと、一つびっくりしました。

それともう一つ。協働のまちづくりをするって言われますが、産業まつり、これはいろいろ去年から努力されて評価をされる。で、その反省の中に、やっぱり文化祭との関係がいろいろ取り沙汰されて、日にちを、新たな日にちを決めにかいけんてというような意向で、ちょうどまだ行政協力員会議のときには、聞いてなかったですから。第四次総合計画の実施計画を見ると、ひらお産業まつりの開催は、平生町総合文化展など他のイベントと同時開催し、町を挙げてのイベントを実施しますと、こういうふうになってるんです。そして、行政協力員会議の配った資料を見ると、11月はもう全部日曜日予定がつかまってます。教育委員会を中心に事業。それで、5月の終わりに産業文教常任委員会がございましたから、経済課長のほうから11月の16日に産業まつりを実施したいという報告を聞きました。前に町長言われたかもしれん、各課協働してとか各課連携してとか言われるが、これじゃ各課ばらばらでやりよることにはなりませんか。それで、ほんとに協働のまちづくりなのかどうかっていうのを疑問に思うんです。

それともう一つ。これも行政協力員会議で、佐賀地区の移動支援のことを、今年当初予算がありました。これについて、異論が出たんです。もう予算も決めてきちよるじゃないかと、どねえするんかと。あそこ、連合自治会もありまして、それなりの体制があるということで.....。

私もこの事業、懸念もあつたんですけど、私の3月での議会での質問は、いわゆる自分たちで考えて地域活動、地域づくりだとか、移動支援とかいろんなことを各課で努力されてやられる計画ならそれはそれで評価をするが、この事業が実証とはいえ、うまくいくことを念願しておりますと私も発言しておるんですが、実際には進んでみたら、そういう実態なんです。結局、この議事録で当時の課長の答弁は、佐賀地区福祉輪づくり運動推進委員会といるんな話をしてくれている。まあ協議は地元とされておるようですけど、結局連合自治会なりそれぞれの自治会とは一切話がないから、行政協力員会議でああいう話が出てきたんです。

私はこの事業は、いろいろ困難もされて、取り組みをされるとは思いますが、努力をされながらも余りこだわらないで、地元とほんとに協議をしてやろうじゃないかと、それが協働と言われる一つの中身じゃないですか。この25年度の予算を見たら、これ3つほど、ばらばらと開けただけでも出てくるんです。ほんとに参加と協働のまちづくりの気持ちが生かされておるのかどうかと、それから、だんだんまちづくりの方針が長くかかっているが、ちょっと厳しいですけど3点ほど挙げて聞きました。ここを改めないで、何ばいろいろ条例つくったって、指針つくっても、個別の事業は進まないと思うんですが、どうですか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） いろいろ指摘をいただいたのが、随分ありまして、参加と協働のまちづくりについて、取り組み状況について、身が伴わないんじゃないかという御指摘でございます。

まあ、ありましたように9月目途に策定しますが、同時並行的に庁内では推進をしていく体制、

先ほど公民館の人の配置の問題含めて機構改革も含めて、体制整備に向けた検討をあわせて今進めております。

で、この辺もおっしゃるとおり、公民館をどう生かしていくのか。これはもう公民館のあり方を含めて、教育委員会等の担当課との協議も、今、進めさせていただいております。こういうものも踏まえて、より機能していくような、まちづくりの体制を目指していきたい。

で、このコミュニティ協議会というふうに先ほど言いましたけれども、コミュニティ推進協議会っていいですか、自治会だと御指摘ありましたように、この30所帯以下がたくさん、で、やっぱり地域、自治会で対応できる、例えば防災でもすぐ即座に対応しなきゃならん場合は、まず近所からというのはこれはあります。ただ、今みたいに、いろんな耕作放棄地がある、有害獣が出てくる、いやこの対策どうする、あるいはまた、きょうもありましたが、いろんな地域での課題ってというのは、ある意味では自治会を超えて、そういった一つの公民館単位といいですか、その辺のお互いの連携をやっていく、その中には当然自治会の存在、それから、それぞれそこで老人クラブからいろんな婦人会から、それぞれ地域の組織がいろいろあります。そういった方々やっぱり皆、総合的に参加をいただいた推進協議会的なものを想定をしておりますから、ここで全体の地域の組織をつくっていただく、これは、やっぱりきょう言うてあしたできるちゅうようなもんじゃありませんから、これは皆さんの理解をいただきながらこの地域で、地域課題に取り組んでいけるような、で、それを我々としてはどういう形でバックアップしていくんですよということをやったり協議をしていく中で、形づくっていくと、これはやっぱり当面の指針づくりと同時に、大変大事な仕事ということになるかと思います。これは、これで今町のほうとしてもしっかり進めさせていただきたいというふうに思っております。

で、同時に個別の先ほど事業について、集会所の件とかそれから佐賀の移送サービス、あるいはまた文化祭のこと、あと産業まつりについて、それぞれ個別に御指摘いただきましたが、これらは、いってみれば、日にちなんかは、これはいろいろやっていながらこれはもう、皆さんのやってみて、その結果を踏まえて、正すべきところは正していくと、前向きに受けとめて、実行委員会の皆さんもやっていこうということですから、これはこれで受けとめていきたいと思えますし、移送サービス等についても、ほんとに初めての取り組みで、いろんな紆余曲折は、恐らくまだあるだろうと思いますが、こうした取り組みも一つの協働の事業としての位置づけをしながら、これからより充実してくように、特にまあ最初からほんとにこのまちづくりの場合は、こういう目標があって、これをかしとやっていきますよということにはならんと思えます。ですから、できるだけ、やれるところからやっていながら、ほんとのいってみれば趣旨をたがわんように、しっかりそれを踏まえて、やっていけるような、これからもまた、指導もしてまいりたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 苦言をいろいろ申しましたが、次は苦言じゃなくて、ちょっと9月までに方針つくられるなら、もう例えば教育委員会との関係をどうするかとか、いろんなことをすれば、そんな時間はありませんよ。もっとその、6月の議会、もうこれ終わりで、次は9月です。それまでに、いろんなこと考えて。それから、もっと焦点をしばる必要がある。例えば、公民館単位でやろうとするなら、そこに予算を集中的に持っていくと、自治会もいろいろ希望あるんでしょうけど、今まで修繕で終えてきたのを何でこれから先つくりかえようとしたときに、こういう予算出てくるかというような整合性も若干疑問に思ったから言ったわけで、もう繰り返しませんけど。問題は、急いでやること、焦点をしばること、理念を共通すること、共有化すること、この点はちょっと足りないように思いますから、この点についてもう一遍、ちょっと聞いときます。

議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。午前11時15分から再開いたします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時15分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。山田町長。

町長（山田 健一君） ただいま、御指摘の点十分踏まえて、作業を進めていきたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 2点目の質問です。教育行政について、まず学力の向上。

私は、この3カ月ぐらい2カ月ぐらい前になりますか、ある県の小学校の高学年の学力テストのヒストグラム、いわゆる分布表、正答率の分布表を見てびっくりしたんですが、いわゆる二峰分布といひまして、教育委員会は二極化という言葉を使っておるようですが、平均より下に一つ山があって、平均が谷になって、平均を超えたところにまた山がある。

通常分布の表ちゅうのは、つり鐘型になるんですが、学力テストなどの正答率のヒストグラムを見ると、そういう二峰分布っていうのが、公然とは発表されてないようですが、明らかにあのようなことで、教育委員会の関係者から、またその表も実際に見たわけですけど、あ、これは大変なことだと、教育委員会も多分御存じだろうと思ひまして、調査に行きまして、二極化という言葉がすぐ出てきたんです。何もかんも二極化しておりますという話で。

それで、いろいろ見て見ましたら、いわゆるその教育委員会なんかは、家庭での学習時間の二極化は、行政も多分認識して言っておられる、それは、それがまあ成績に二極、極じゃなくて実際には二峰なんです。そして、ベネッセなど民間のところでも、二極化を感じている教員がふ

えていると。

それで、その地域のスクールソーシャルワーカーの意見を人を通じて聞いたんですが、中学校に入ると、同じ学年でも二つに分けなきゃいけないほど学力差がついておるといふんです。どうしてこういう状況が生まれてきたのか。どういうぐあいに考えておられるのか。ちょっとお伺いをしたいのが一つです。

ま、実態はどのように発表されておるかという、教育委員会、県教委、文科省、こういった兼ね合いもあるでしょうから、難しい表現もあるかもしれませんが、まあわかれば言ってほしいと思います。

2番目は、通学路の安全対策です。昨年の6月この議会で、中学校の児童の安全対策について、現地の調査をしまして質問しました。今回も、ほかのこともありましたから、調べましたけど、通学路を決めることは、児童生徒の登下校の安全対策のために通学路が指定をされておるといふんです。特に、一番危険が予想されるのは、交通事故です。したがって、通学路の児童生徒を車から分離する方法が一番安心な方法としてとられておるといふんです。で、だから小学生なんか川の対岸の狭いところを通学路にするとか、いろいろ分離をする方針がとられております。

したがって、私は、平生中学校のところも、朝時間帯に一方通行にされたらどうかということ、今回も行ってみましたが、やっぱり結局ほとんど中学校の前を、大野のほうから佐賀の方面に行く車は、前にもいいましたように、曽根公民館のところまで下りられて、県道に戻られるんです。結局、信号を3つ省けるから、大野長迫線から通学路に入って、曽根で県道に抜けると、こういう道路を通られておるといふんです。これ前にも申しました。ですから、通行時間帯一方通行するのが一番安全ですよということを申しましたが、いろいろ努力されておるといふんですが、その後どういう状況なのか。

もう一つは、中学校の生徒の通学の状況ですが、自転車、左側通行が原則ですから、しっかり左側通行でやられておるといふんです。大野地区の行政協力員会議に出席をさしてもらったときに、平生幹部交番の所長さんが大野南長迫線が改良されて、車が猛スピードを出したから、いわゆる上関線から中村までの間が大変危なくなったという表現をしておられました。そこを生徒は左側通行をしっかり守って登下校をしております。だから、登校のときには、大井川沿いに路側帯を自転車で通ると。帰るときには広い歩道がありますから、そこを縁石を越えて、歩道に入ってます。こういう実態があります。

ほんとに左側通行が一番いいのかわかっていうことについても、疑問に思いました。なぜかという、下校時に中学生が通学道路から歩道に渡るときに、あそこは、まあ車道ですから歩道はなくてもいいんですが、縁石がつながって歩道に入れんです。ずっと見てみたら、農機具が入るとこだけ広くなってるんですが、そこを抜けて斜めに横断してますよ、自転車押して。

必ずおりて行儀いいです。おりて押して縁石の広いとこまで抜けてきよるきよろっと見て通学をしています。

こういう実態についてどのように理解をしておられるのか、まず聞きたいと思います。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） ただいま学力向上と通学路の件で2点御質問いただきました。

学力向上につきましては、今の子供たちの喫緊の課題であるということが全国的に言われております。学力の定着状況をいかに把握するか、これが過去6年前になりますか、平成19年から全国学力・学習状況調査という形で、当初3年間はしつ皆調査で行われました。22年からは抽出という形で、まあ23年については東日本の大震災の関係で4月実施というのが実施されず、その後、希望すれば質問用紙等は文科省から各地教委へ配布されるというような状況の中で推移しております。

当然、学力向上ということについても、我々として、全国の学習状況調査での把握となりますと、小学校6年生と中学校3年生の2学年にしか把握できないということでございますから、これを幅を広げたいということで、議員の皆様方の予算の御理解を得て、今年度から小学校3年から中学校3年まで、全国の調査も含めてでございますが、7年間7学年にわたって、学力の定着状況が把握できるシステムになってまいりました。この結果をいかに活用していくか、いけるかというところが与えられた使命、課題でもあるわけでございますが、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、二峰性、二極化ということが出ているんじゃないかと。

確かに、本町の子供たちの学力の定着状況を考えた場合に、我々の感覚としては、高いところが少なく低いところが少ない、普通のところが一番山になるというような、おっしゃったようにつり鐘型の分布状況になるというのが、今までの考え方であったように思いますが、残念ながらやはり全ての学年、全ての教科にというわけではございませんが、そういう傾向があらわれてるのは確かでございます。やはり、学力が低位の層にあるというのは、今日本の子供たちを取り巻く課題として文科省もそういった点を検証をした上で、分析をしておる、これも事実でございます。

先般、全国の教育長の研修会ございまして、文科省の方からそういった、第1次教育振興基本計画っていうものが過去5年間推移してきたわけですが、第2次の計画を策定していく中で、5年間の検証の中でやはりそういった成績についての結果というものがあらわれておると。しつかり私耳にしましたし、現実としても、そういう点では、把握をしております。いかにこの低位にある山を低くすれば、平均点は上がっていくわけですから、そこについては、学校に対し、指導主事を中心にいろいろ指導かけておりますが、一つは少人数教育ということが、今強く言われています。

山口県教委においても、今年度から30人学級、今山口県教委は全ての学年が35人学級なんです、国はまだそこまでは至っていないところですが、山口県は今年度から小学校、県下10校ほど30人学級で試行という形でスタートしました。

ま、こういったことで、成績を、学力をつけていこう。子供に向き合う、教師が子供に向き合う時間をしっかりとって、学力をつけていこうという形で、スタートしております。

本町におきましても、県教委の人事という中で、少人数加配、少人数教育を進めていく上での、教師が平生中1名、平生小1名配置されております。この先生を利用していいですか、活用するために、やはり少人数教育、1つの学級に2人の先生が入って子供たちを教える、あるいはまた先ほどおっしゃいましたように、学級を2つに分ける、あるいはまた平生小においては、1つの学年を3クラスなんですけど、これを4つに分けて、授業を展開するというような形をもって、ほんと1つの方法ではあるんですが、学力の向上に向けた取り組みをしているところでございます。

次に、通学路の問題でございます。昨年の6月も、この議会で一般質問をいただき、その後一方通行について、交通安全担当課であります総務課を主体に、地元交渉に入って話を進めてまいりましたが、やはり賛否両論ございます。全体的に、なかなか一方通行にするのは難しいんじゃないかというような形で、この一方通行の規制については、正直前へ進んでないというのが実態でございます。そういうことのかわりとっては何でございますが、看板を設置したりとか、青少年育成センターのパトロール車を週3日間は、朝早くから回すとか、いろんな形で対策をとらせていただいております。

で、大井川の交差点の件でございますが、中学校が通学路として指定をして指導しているのは、あくまでも自転車は左側通行。ですから登校時、大野から中学校に登校する際は、歩道が右側にあって左側は、路側帯だけということでございますが、左側をしっかりとって登校をしております。帰りの下校時のことをおっしゃいました。やはり、横断歩道のないところを横断をしないでという指導を中学校がしてるということで、やっぱりそのことがいかなものかという御指摘はあるかと思いますが、現実には、生徒は、そういう横断歩道のないところを横断しております。真っすぐ、自転車を押して渡る子もおれば、やはり人間ですから、効率的に自分が動くということもあるんじゃないかなというふうにも思っております。

これを改善していくために、警察との協議も当然さしていただいております。歩道を自転車が走ることがどうなのか。やはり許可を取らなければ、本当は、自転車は歩道は走れないという状況の中で、今ここでこうしますということは言えませんが、今後に向けて安全対策としてどうがいいのか、やはり考えていかなきゃいけない問題であろうかなというふうにも考えておるところでございます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） きょう、朝の町長のお話で、いわゆる国会で「子どもの貧困対策法」が通りそうなという話、まあ衆議院は通過して、あと参議院を残すだけで、これは通るのだと思う。結局、その二峰分布の原因が貧困との関係もあるんじゃないかという一つの、なかなか認めてないんですけど、この「子どもの貧困対策法」でこれは解消されるとも思いませんけど。

私はやっぱり、前も思いましたが、小学校の低い間に、低学年のときに、しっかり勉強が楽しくなることをしていかなければならない、そうすると、まず先生の努力もですが、家庭の教育力の向上ってのはどうしても欠かせません。それで、地域とのつながり、家庭とのつながりということで、学校と家庭を結ぶ支援員を配置をしたらどうかというのが3月の提案でしたが、ますますこれ自信を深めたんですが。

やっぱり、家庭とその地域を結ぶと、学校を結ぶと、まず基本は学校と家庭です。それで、あのときの答弁は、新学期になると家庭訪問をしよる、参観日があると。いろんなことで当面やっておるようなお話でしたが、新学期になってどういう状況ですか。ほんとにそこに、家庭と学校はつながって、子供の学力を上げていこう、子供の生活、発育を助けようというぐあいの努力はどういう取り組みをされておるのかというのが知りたいのと、この「平生町の教育」とこのチラシを配られたんですがね、これ。こん中でも大事なのは、努力の3点目の「家庭・地域とのつながりを深め、信頼される学校を創ります」という中で、コミュニティスクール事業、それからボランティア、それから学校運営協議会、こういったものがやっぱりいろいろな中で、地域とのつながりが出てくる、これと例えばいろんな生徒とのつながりを生かすために、どういう努力をされておるかというのも聞きたいと思うんです。

考えてみましたら、高学年になるほど二峰化が、二峰分布がひどくなるんです。小学校のあのヒストグラムを見ると、高学年になると、かなりの人数がテストをやっても全部答案が書けないで白紙を出すと、白紙部分がかなりあるという状況が予測されるんです。学校でテストをやっても、半分が書けないという生活を続けて、学校が好きになるはずがないと私は思うんです。町長は、頭こうされますけど、皆さん優秀な方で、テストはちゃんとみんな書かれたから、なかなかそういう子供の状況をわからないと思うんですが、二峰分布の状況を見れば、明らかに50点以下に山があるんですから、大きな。あのヒストグラム見れば、その児童、生徒っていうのは、テストのときも多分、十分書いたけど間違ごうたんじゃなくて、書けてない部分もかなりあると思うんです。そういう生活をずっと送ってきて、学校が楽しいはずないと思いますから、どうしてもこれは、克服していかなければならない。そうすると、まず低学年のときに家庭と学校が一緒になってそういう子供たちができるだけないようにすると、この努力を一番大切だと思います。この取り組みについてお伺いしたいんですが。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 楽しい学校ということは、やはり勉強していく上で一番大切な要件であろうと思っておりますし、一つの調査結果が出ておりますので紹介をしたいと思います。今年度の全国の学力・学習状況調査の問題だけじゃなくて、いろんな、尋ねた質問といいますが、そういう中で、「国語や算数の学習は大切だと思いますか」という質問があったんです。この問いに対して9割の児童生徒が「そう思う」と、そしてまた多くの児童生徒が「学校生活が楽しい」、9割程度はそういう意味では、学校が楽しいというような回答をしてくれております。ただ、9割ということで、それが喜んでいい結果なのかどうかとなると、問題はあとの1割の者が10人に1人は楽しくないということだろうと思っておりますから、こういう児童生徒に対する対策対応がどうなのかということが、やはり課題として大きく前にございます。

で、学校と家庭を結んでいくという意味で、3月の御質問のときに、やはり参観日とかいろんな形で学校と家庭の連携、教育委員会からリーフレットをつくって配ったとか、いろんな話をさせていただきましたが、今年度第1回目の校長会議で、従来でありましたら、私の挨拶っていうのはまあ5分かそこらぐらいでとどめておったんですが、今回につきましては、時間正確にはかっておりませんが、20分程度は冒頭でいろんなことに触れて、校長に対してお願いをしました。

やはり議会の皆さん方から、いろんな観点でもものを見ていただいて、御指摘を受ける。それってやっぱり大切にしていかなきゃいけないと思っておりますし、それが町民の声であると、やはり保護者の意見だけに耳を傾けるんじゃないで、やはり社会総がかりで子供たちを育成していこうという機運はありますか、そういう醸成をするさなかですから、いろんな方の意見をやはり我々としては、学校の中へ伝えていかなきゃいけない、そういう思いで初めてそれだけ長時間しゃべらせてもらいました。

気になりますから、4月から現在までの参観日の出席状況も、5月まででしたけど調査をしました。というのが、御存じの方もいらっしゃると思いますが、家庭訪問っていうのは、私は当然あるものと思っていました。町内の3校とも、これまでは、4月に家庭訪問をしておりました。しかし、平生小において、今年度はいろんな検討の結果、家庭訪問は中止しますということを学校が決めて、保護者に連絡をしたという事実を、ここはまあ我々の反省すべきところなんですけど、後になって知り得たということで、非常に反省の域を超えた意思の疎通を欠いた件で申しわけないという思いでおるわけなんですけど、そのかわり、では、家庭訪問をしないということであれば、参観日、あるいはまた学級懇談、個人懇談をすぐ持ってくれという話をして、5月の参観日のときに希望をとったんでしょうけど、個人懇談をしております。従来でしたら、1学期が終わるときに希望をとったんでしょうけど、5月に1回その個人懇談会を持ちましたが、残念ながら参加率っていうの

は1割を切ってます。これだけ、家庭と学校が連携をしてやっていけと我々は声を大にして言っておりますが、やはりどこに責任があるかっていうところは置いておいても、関心が薄いついていう数字以外何者でもないかなという思いでございますので、まあ今年度1年間いろいろ検証した上で、また来年度に備えてもらいたいという話はしておるところでございます。

先ほど、少人数教育のお話もさせていただきましたが、やはり先生が2人つくとか、あるいは習熟度別に学級クラスを分けてやるということの結果については、よくわかったとか授業が楽しかったとか、自分の力にあわせた指導もあるんでしょう、そういう意味で学校が、授業が楽しい、それが学校が楽しいということにつながっていくということを考えれば、やはり、きめ細かな対応、また児童生徒が関心を持つ授業でないといけないということが、結果としてあらわれておるといふふうに思ってますから、楽しくなる努力をとということになれば、やはり児童生徒の目線で授業を展開していくということになってくるんだらうと思います。これについても、改めてまた、指導主事を通じ、校長にも指導をかけながら、進んでいきたいというふうに思います。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 私は、いろいろ質問考えるときに、憲法を思いついたんです。憲法です。憲法第26条「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する。」これはやっぱ国が国民に約束したことなんです。ちゃんと教育をする、教育委員会の仕事、行政もまた仕事。もう一つあるんです。「2 すべての国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。」とこうなってますがね。戦後にこの憲法ができたときには、戦後の混乱、貧しさの中からこれ夢を与えたと思うんです。そして、とにかく勉強して豊かになろうっていうことと同時に、保護者に対しては、とにかく、それは確かに苦しいかもしれん、学校行かして教育受けさせなさいよと、ということを繰り返してきて、日本の高度成長で豊かになってきました。ところがだんだんと、社会が発展してきて、この世代から言えば3代目、4代目が今、そのお母さん、お父さん、家庭の中心になってきて、その子供たちが学校に行っているっていう、この間にいろんな社会の変化で格差社会なども、むしろこの2項のほうに、家庭でどれだけやっぱ子供に教育を受けさせる義務を負うかっていうことの大事さを、私はこの憲法を見て思ったんです。当然、1のほうの義務をちゃんと果たしていかなければならないと思うんですけど。

単純に、今度の「子どもの貧困対策法」、これをずっと法律見ても思うんですが、結局小学校のとき、この法律、今の文科大臣はこの方、いわゆるあしなが育英会で育って、国会の今度は大蔵大臣です。この方の尽力もあって、この法案も通ったっていうのもあるかもしれません。やっぱ、向学心があって、いろんな勉強すれば、それはそれで支援できる社会をつくろうというのは、大事なことですけど、今のまんまいったら、例えば二峰分布の下のほうのぶんは、努力しても次の

学力が身につかんにゃ、どんな支援してもいわゆる再起できないという状況が生まれてきてるんじゃないかと思うんです。それで、やっぱり親も考えてほしいと思うのはそこなんです。結局負の連鎖で、今の二峰分布は出てきた可能性が私はあると、学校だけは責められませんけど、社会も。

この法律のこれから先の課題として、子供に勉強する機会を与える、これは無償で学習塾を開いたりする団体なんかも参加しているいろいろ頑張っておるみたいですけど、結局はやっぱり、親の経済的な確立が大事なんです。この中で文章があるんですが、食卓を家族で囲むこともない、学校での出来事を話す場もないと、親は夜働かなければ暮らせない、ちょっとこういう文章があるんです。それに、だから私はこれ胸が痛むんです、この絵は、やっぱり、そういう点ではいろんな観点から考えてやってほしいと思います。

それで、いろいろ申してもしょうがないですから、これから先の問題で、家庭訪問をやってないっていう、これはまあそれなりの学校のいろんなことですから、できることならこういった問題については、努力点3のところ、コミュニティスクールとか学校運営協議会、こういうのもありますから、もっとそういう点では、地域とつながるのをどうしたらいいかということで、学校で相談してほしいと思うんです。私どもも、こういう組織つくってきたんですから、予算も、つい、コミュニティスクールっていったら、学校の事務量ふえるなと思ってくれたら困るんです。だからそういう点では、学校運営についても、よいよ、学校現場まで足突っ込もうとは思いませんけど、少なくとも、地域とつながろうっていう組織があるわけですから、よく相談をして、地域と家庭とつながってほしいと思うのが、要望1つ出しておきます。

それと、今7回、これから先ずっといろいろこう追及、テストをずっと7回やる、この点数まで公表せいとは言いませんけど、ヒストグラムをつくって、それぐらいの公表はしてほしいと思っております。それやったら点数わかりませんから。どういう分布になってるよと。

そうして、やっぱりもっとみんなで、町民全体でやっぱり教育現場の子供たちの学力について考えていく、何をすればいいかと考えていく必要があると思いますから、これもぜひ、結果を、英語で言うちゃいけんが、度数分布表でつくって公表してほしいと思うんですが、これを希望で出しておきます。

最後に、通学路の問題、先ほどわざと抜かしたんですが、要望だけしておきます。

結局、中学校前の朝通る7時から8時ぐらいの間に通る車両は、ほとんどが、私は言ったら申しわけないですけど、信号を3つまたがないで済むから、あそこを通ろうという車両が多いように思うんです。ぜひ、一方通行にしてほしいと思うんです。7時から8時の1時間です。

それともう1つ、今、平生幼稚園の前に通学路があります。昔からの小学校の通学路です。昔、今の長迫線が狭かったときに、児童が小学校に通うのに危ないからというんで、対岸を渡ってわざわざ橋をかけて、一番安全で幼稚園のところが小学校におりれるようにつくったんですよ。

ところが、行政の悪いところですが、県道を拡張してもそのままそこにつくるんです。あのときに、通学路のちょっとしたところに横断歩道をつかって、縁石もつくらないでやってあげればよかったんです。だから、今回は、提案としては、横断歩道を通学路のところに移動する、そして縁石も撤去して、横断歩道をつかって、児童も生徒もそこを渡るようにすると。

それともう一つ、これは大きな声じゃ言えないと、教育長も言いましたが、今の歩道は、自転車通行も可の許可を得てないんです。そこを通学路になってるんです。だから、そういう点でも法整備ありますから、ちゃんと急いでやって、むしろ路側帯通れなくて、左側通行ばかり言うんじゃないと、安全なところを通りなさいよと、そういうぐあいにしてるのが、あの線全体が多分、自転車通行可になってないと思います。大野南長迫線、これやってほしいと思います。

以上です。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 学力の向上で憲法の規定を申されましたけど、私法も教育基本法、平成18年に60年ぶりぐらいに改正をされて、子供たちの教育、日本の教育を再生していくんだってということの意気込みがありましたけど、やはりこの基本的に、この教育基本法の中にも、教育の機会均等っていうのをちゃんとうたってますし、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって、教育上差別されないということですから、全ての日本の子供たちが同じ教育を受けて、同じように学習ができる環境ってものは、国をあげてやっぱり守っていかなくちゃいけない問題であろうと思いますし、我々としては、一地教委に過ぎませんが、そういった目線で取り組んでいかなくちゃいけないという思いでございます。

激励を受けたと思ってます。みんなで、考えていく必要があるというのは、ぜひ、町民あげて取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと。

で、公表の件でございますが、私、教育長に拝命いただいてすぐ、淵上議員さんから、全国のテストの公表はいかがかという質問を頂戴いたしました。やはり、そのときには、全国のテストの趣旨性格からして、市町村単位では公表はできるけど、やはり平生のような、学校の少ない小さな町でそれをすると、学校そのものの公表ということになるから、それは、公表はする気持ちはないという答弁をさせていただきました。その基本的な考え方に変わりはありませんが、おっしゃいましたように、やはり何らかの形で、町民に投げかけをしなければいけないときにきてるということも、考え方の一つとしてはあるとは思いますが、ですから、これから、するしないは別にいたしまして、どういう方法をとることが許されることかっていうことを、考えていきたいというふうに、きょうは、そこでとどめさせていただきたいと思ひます。

通学路の件でございます。できましたら、一方通行という規制っていうのが望ましいかもしれませんが、まあそういったことも交通安全担当課ともども、諦めてるわけではございませんので、

今後とも、引き続き努力をしていきたいと思っておりますし、幼稚園のところの横断歩道の移設の件についても、新たに、今の大井川の橋のところへ横断歩道を設置をということになっても、これ100%とっていいぐらい公安委員会、許可を出さないと思います。距離が短いところに新町の交差点のところから数えれば、3つになりますし、もう1つさかのぼれば4つになりますから、そういう近距離の中で、横断歩道が多々あるということは、車社会を尊重するわけではありませんけど、やはり走りづらい、交通安全が守れないというような状況もあろうかと思えますから、当然つくるとなると、移設ということになってくると思いますが、これまでの経緯等も十分踏まえて、また移設したとしても、現状で横断歩道だけつくればよいという問題ではないと思っております。橋そのものが、幅員が狭いということで、車が離合すれば、歩行者にとって安全かどうかという点もございますから、安全対策を十分考えた上で、対応してまいりたいと思います。

.....
議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） それでは、通告によって質問いたします。

私もこの6月でちょうど3年目ですけど、考えは3年目になってますけど、言葉遣いは最初と同じですので、それを配慮して御回答よろしくお願いたします。

一番目に、第四次平生町総合計画について。一つとして、3年目の実施計画について、こういうの、3年目でいろいろこういうの出されています。そして、今日本は、「強い日本、経済再生、誇れる国」と安倍首相は掲げ、山本県知事も「輝く、夢あふれる山口県」の実現に取り組み、平生町長におかれても、「人とまち『きずな』でつなぐ元気な平生」を目指されているが、第四次平生町総合計画も3年目になるが、現在の進捗状況と今後の計画、予定について、具体的にお聞かせください。

それと、2点目として、2020年の平生町について。これは、総合計画が終了した時点だと思えます。平成32年度、計画終了後には、町長は、5つの基本目標を掲げられているが、全て実現できると思っておりますか。あくまでも将来像の実現に向けた、基本目標構想計画で終わるのではと私自身は考えてます。

住みよさを実感できる町、夢の持てる元気な平生が、今現在、何一つ見えてきていません。住民一人が真に住みよさを実感できる町に、一步一步前進していると思っておりますか。

それと、前期基本計画は、最終年度平成27年度目標実現のために、見直すこともあるのですか。これらについて、具体的にお聞かせください。最終的に、今、私入れて、5人目の方がいろいろ質問されていますけど、全てがこれに入ってると思うんです、中身は。だからさっき、平岡議員さんもいいこといろいろ質問されてましたので、また、僕よりあと3人おりますけど、中間のまとめということで、きちんと町長お答えをよろしくお願いたします。

議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩をいたします。

午後 1 時から再開いたします。

午前 1 1 時 5 8 分休憩

.....
午後 1 時 0 0 分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 久保議員から、第四次平生町総合計画に関連をして、2 点の御質問でございます。

まず、最初の 1 点目。総合計画 3 年目、現在の進捗状況と今後の計画等についてということでございました。

第四次総合計画につきましては、基本構想 10 年間の設定をして、そのうちの基本計画として 5 年、5 年と、前期、後期を想定をして、その基本計画を具現化するために 3 年間の実施計画ということで、取り組みを進めさせていただいております。その実施計画につきましても、毎年事務事業の評価を行っておりまして、それを予算編成に反映をさせていくということで、予算と実施計画と前期計画と総合計画の関連性がつながってくるということになります。

どういうその取り組み状況かということでございますが、この平成 25 年度からスタートします今回の実施計画でございますが、今 120 の事務事業を掲載しております。そのうちの 113 事業についてはもう着手済み、未着手が 7 事業ということで、これらについても検討を開始しておるのが今日の現状です。事務事業評価制度を活用しながら、総合計画に示す目標に向けて、まちづくりを進めていきたいと。前期計画なり、あるいはまた実施計画、こういうものを着実に取り組んでいくことが住みよさが実感できるまちにつながるというふうに思っております。

それから、2020 年の全計画終了段階において、基本目標は全て実現できると考えているか、計画倒れに終わるのではないかとということでございますが、先ほども言いましたように、計画については前期と後期、基本計画に基づいて施策の展開を図っておりまして、前期ではもう既に、前期の基本計画では 11 の基本政策、そしてまた、それにつながる 52 の施策を体系化して個別の事務事業を例示をさせていただいておりますと、御承知のとおりであります。

こうして、これらを踏まえて実施計画を今実践をしていこうということになっておりまして、基本目標の実現につきましては、これは全てまだ途中でありまして、具体的な対応については、基本的には柔軟に対応していくというのが計画の基本だろうというふうに思っております。

5 つの基本目標っていうのは、これは前期後期計画を通じて、この 10 年間に達成する大きな

基本目標ですから、これはしっかり堅持をしていくことになろうと思いますが、個別の事務事業、あるいはまた後期の計画等については情勢の変化、あるいはまた前期の計画の成果等々踏まえて、柔軟に対応すべきものであろうというふうに思っておりますが、当面は、そんな先のことはともかく、今の前期計画、そして実施計画、この達成に向けてしっかり着実に実践をしていくというのが、今私たちに課せられた課題だというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） ではまあ、町長が今言われましたように、それで、今、実施計画の一応目的では、この計画は基本計画に示した各施策を計画的に推進するため、3カ年の目標とし、その間に行う具体的な事務事業を示し、今後の施策遂行にしますということを書いてあるんですよ。それで、それは本当どのように活用してあるのか。

極端に言うたら僕自身ね、ただ予算を取るための実施計画かなと一応考えるんですよ。それで先ほど言われましたように、こういうその3年間、3年間の実施計画、これで3冊一応もろうたんですよ。23年、24年、25年度と。それで、今言われたように、25年度は町長が言われるように120件なんですよ、施策は。しかし、23年からずっと続いているのは97件。そして、25年度から始まったのは16件で、検討中や未確定が今いわゆる7件です。それで、全体の81%ちゅうのは23年からずっと続いとることを内容を書いてあるんですよ。

だから、その内容はそれでもいい。その内容に対して、こうこうありましたというの、そういうこと一言も書いてないわけ。単純にもう内容だけを連ねているんやったら、そうやったら、そういうこの実施計画書ちゅうのは、続いていることを書く必要もないと思うし、単純にA4、1ページくらいでそういうその中身を、こういうことをやりましたちゅうことを一言書いてくれてもいいと思うんですよ。

だから実際に、僕らに本当目に見えないんですね。それで、この計画書を見た範囲では、言い方悪いかも知らんけど、実際は皆さんが日ごろの仕事をやることなんですよ、内容的には、新たにこれをやったから平生町は元気な平生になるか、そりゃやらんやったら何にもならんと思いませんよ。せやからこの中身を見た感じでは、単純に実際毎日行政が仕事をするを書いてあるのかなと。僕はそういう気は持っとるんですよ。

だから、これを単純に、今、町長言われましたように、予算どうじゃこうじゃ言われましたけど、本当に予算を取るためのその計画、そして単純にその今、施策120件なら120件あった中で、97件というのは81%というのがもう3年続いとるわけ。それで、3年間今言われた7件が検討中や未確定と言われましたけど。23年から3年間同じこと、これ書いてあるんですよ、この7件は。だから、そんなのもこういうのに掲載する必要があるのかなと。単純にこれを掲載しとったら補助金が入ったらすぐできますから、掲載してるんですよと、そういう考えでお

るんか、そういうのも一応聞きたいし。

それと、2020年の平生町についても一応前期計画では27年度にとりあえず終了ですよ。それで僕自身もいつも思うんですけど、今東京オリンピックも2020年なんですよ。それで、東京オリンピックは、今、一生懸命頑張ってる、目に見えるんですよ。平生町は、そんな、2020年はこうしてという、それが実際に町民に目に見えるんか、見えて実感されているかというのを僕、それも疑問感じるんですよ。

それで、一応さっき言われたように目標値やいろんなこう決められています。指標で。要するに、平成21年度の現状で、27年度は数値でこうなりますよと。それでその目標が、ちょっと見たら、ゼロから100%ちゅうのを極端にあるんですよ。それは本当にゼロから100%27年度になるんか。だから、どういうその目印でやっちょるんか、そりゃ目標はなからんばそりゃあ前に進まんと思います。思わないけど、そういう第四次平生町総合計画の中にそういう指標見たら、極端やったら本当ゼロから100%ですよ。それを5年間で27年度が目標なんですよ。それはやろうとするからには、実際は本当ね、町民や僕らにも目に見えてくることがあると、目に見えて、ああこんな目標、頑張る、こうや、それやったらそういう100%達成すると思うんですよ。それは実際に本当ね、実感もわかんし、目にも見えん。ただ単純にそういうその計画を掲げて、それだけで事務的な手続きをしてるんか、そういう感じでは僕は疑問を感じてるんですよ。だから、それに関連して本当に27年度のそういう目標、指標に達成する、そりゃ掲げてるんじゃろ、達成しますよと言われたらそれまでやけど。

だから、その件に関してもちょうと町長のお考え、よろしくをお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 実施計画書の件も触れられましたが、これは中に書いてありますように継続と新規事業とそれぞれ掲載をしております。継続は、やっぱり継続の必要性があって、その目標に達成するために必要な事業をここに載せております。

そして、実施計画に基づいていわゆる予算との絡みや、先ほど言いましたように、それぞれ予算編成事業にあわせて事務事業評価をやっておりますから、個々の事業についてはそういう形で取り組みを進めておりまして、予算編成に反映をさせていく、あるいは各課の重点項目というのを皆さんにお示しをしておりますが、基本的な考え方と重点的に取り組む事務事業についての整理をさせていただいておるとい状況であります。

それから、計画の将来の見通しについて、先ほどありましたように、ですから3年ごと、こういう実施計画をやりながら、あるいは単年度ごとには事務事業評価をやっていながら、できるだけ情勢っていうのは、やっぱり最初計画を立てたときと、例えば5年先、10年先、変化をします。当然そうした、あるいはまた実績が上がる場合もあろうし、まだ手つかずのところもある

と。いろんなケースがありますから、それぞれの実情を踏まえて、やっぱりそこは柔軟に対応していくというのが、計画を執行していく上での大前提ということになると思いますから、それについては、今我々はここに掲げてある目標を着実に、しっかり実践をしていくというのが我々に今課せられた任務だというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） それではお聞きするんですけど、3年も実施計画ちゅうで一応いろいろ書かれています。そして、単純に私としたら、その1年間の取り組みしたことを結果や改善や対策か、もうわかりやすくこういうのに書いてあったら、僕も何も言いたくないんですよ。

それで、極端に言うたら、この中でも関係団体の協力やパトロールの実施により、危険箇所を確認し、計画的に危険箇所の施設整備を実施しますと書いてあります。だから、実施しますと書いてあるから、こういう危険箇所をやりましたよちゅうのを一言何か書いてあったらね、ただこういうのを、3年間同じように書いてあるんですよ。だから、そういうのを単純にA4の1ページでこう、ちょっとついて、この議会、終わってからで何でもいいですけど、そういう改善やいろいろやったことを1ページでも書いたらどうですかと言うんですよ。

それで、それと、2020年の平生町でいろいろあれなんですけど、単純に、平生町は20年から25年間のちょっと人口調べたら、人口では極端に言うたら448人減るとるんですよ。それで、世帯数は183ふえとるんですよ。だから、これはどういうことかということは、極端に言うたら、年寄りのもう世帯ばかりになったり、そして僕らの年代がUターンしてきてるんかという僕自身思うとるんですよ。

だから、そういう人口は減って、世帯数はふえとる。だから、そういう平生町を2020年やったらまだこれ以上極端に人口減って世帯数はもっとふえるかもわかりません、年寄りばかりやから。だから、そういう人にもやっぱ本当目に見えるような、もう平生町は、あと7年なったら元気な平生になりますよと。そういう実感できるようなことを、一つでも僕、やってもらいたいんですよ。

だから、それが1つも本当、実際にその目に見えんし、それで最終的には、今度27年度で前期のちょっとあれですよ、終了地点ですよ。ということは、10年計画の中間点。だからそういう場合でも、極端に言うたら、住民の意見を聞くということで、各地域のコミュニティいろいろ七地区あります。そういうところに出向いているいろんな意見を、先ほどなんか誰かの質問のときにはそういうことやるようなこと、ちょろっと言われていましたけど、そういうその意見を聞いたり、そして今までのあれで5年間やったけど皆さんどうですかと、そういう意見を聞く考えはあるんですかね。

だから、そういう今まで言うた、ちょっと2点か3点の答えを、次、質問できませんので、明

確にお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 関連しとる部分は、総合政策課長から答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それでは、お答えいたしたいと思います。

まず、実施計画に掲げております、それぞれの年の事務事業の成果についてでございますが、毎年度決算の付属資料におきまして、それぞれの事務事業について詳しく成果を記述しておりますので、この実施計画書に記述するということは想定しておりません。あくまでも決算の付属資料をもって、各種事務事業については成果として記述しておりますので、そちらのほうを参考にさせていただきたいと思います。

それと、後期の基本計画策定時について、また地域に出向いてそれぞれ意見を聞くのかどうかということでございますが、今回の第四次総合計画策定時もそうでありますが、やはり地域の皆さんの声というのは大変大事でありますので、まだ具体的にどのような方法でということはお考えておりませんが、やはり皆さんからの、地域の皆さんの意見というものは大変大事でありますので、方法等検討した上でしっかり意見を聞いてまいりたいと思っております。以上です。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 済いません。次、2番目に聞きたいと思います。

山田町長の町政運営について、「1. 快適で住みよいまちについて」。これは基本計画の中に入っています。この中で日常生活に身近な道路については、安全性の向上を図り、誰もが安全に暮らせることができると実感できる。それと、環境の保全と美化により、住みよさを実現できるなど言われていますが、曾根地区の水場の日常生活に身近な道路、恐らく通学道路も入っているとありますが、1軒のあばら家により道路通行路の危険が数年続いていて、年々と危険度が進行していますが、何か地域住民が安心できる対策はないんですか。

単純に昨年と比べて、今年、昨年もこれ1回質問したり、いろんな現場見に行ったんですけど、今年また傾いてるんですね、道路側に。それで、警察ともいろいろ話したときも、やっぱり側溝があるから警察は出られないと、側溝は道路ではありませんと。今やったら、側溝の上まできて、道路の近くまでもう傾いてきてるんですよ。だから、いくら人の財産やどうじゃこう言われても、住民の危険いろいろあるんじゃないから、町自体がどういう考えで対処するんか。

それと、2点目として、活気に満ちた明るいまちについて、これも基本目標の中に1つ入りますね。その中で企業誘致の促進を県や関係機関と連携強化を図るとともに、基盤整備に努め、積極的に誘致などにより雇用の場をつくり出し、拡大を進めますと。それで、阿多田島地域への企業誘致を県など関係機関と連携を取りながら、地域の産業振興に向け、阿多田島地区の産業誘

致を進めると言われていますが、単純にこれ本当ね、掲げている文章をあげているだけなんじゃないかという、僕自身思うんですよ。それで今、町内の会社、店舗なんか、閉鎖ずっと続いているんですよ。それで、商工業の活性化について、本当今の時期でも待たないんですよ、はっきり言うて。

それで、こういうのを掲げられとって、そういうその新しい企業はなかなか出てこない、商業も出てこない、ただ閉鎖ばかりが続いている。そういうことで、今までどういう取り組みで、どういう状況か、それを一応お伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 最初の、廃屋に関連をした質問につきましては、ちょっと状況変化がございますので、藤田課長のほうから答弁をさせます。

それから2番目の、活気に満ちた明るいまちに向けてということで、企業の店舗等の閉鎖が続いておると、活性化に向けてということでございまして、残念ながら現状で大変厳しい状況が本町で続いているというのは御指摘のとおりでございまして、町としてもできるだけ地元企業、町内の商工業に対する振興ということで、できるだけ町としての対応は取らせていただいておりますが、これはまあ一定の、おのずから限界があることも事実でありまして、できる町としての支援はこれからもやっていきたいと思っておりますし、企業の進出につきましても、最大限努力をしてまいりたいというふうに思います。

具体的には、今、町としてはこういう状況でこれ、おととしくらいからですが、今、年に2回、商工会、それから県等々、場合によってはハローワークも必要があるときは一緒に回ってもらいますが、企業、この町内の主要企業、事業所の訪問活動、今、年に2回、経済課を中心に今対応を取らせております。いろんな地域のそれぞれ企業の動向、情報、こういうものを収集しながら、あるいは情報提供しながら、お互いに連携をとって対応策を協議をさせていただいておるといのが状況で、できるだけ地域と密着した関連をこれからも維持をしていきたいと、いうふうに考えております。そうした中でいろんなアイデア、そしてまた情報というものを踏まえてしっかり対応していきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 藤田建設課長。

建設課長（藤田 衛君） 御質問の当該廃屋には、通告質問時、提出時と、状況が変化しておりますので、御報告をさせていただきたいというふうに思います。

当該廃屋につきましては、6月15日の土曜日午前11時20分頃でございましたけれど、曾根水場地区の方から倒壊した旨の連絡がございました。すぐさま建設課職員が現地を確認をいたしましたところ、町道部分の約半分程度まで崩落物が占拠しておりまして、一般車両は通行不可の状況でございました。安全確保のためにすぐセーフティーコーンを設置するとともに、地元建

設業者の方に除去作業を依頼し、道路占拠部分、それから倒壊せずに残っていた屋根部分も取り崩しまして、宅地側のほうへ押し入れ、それから飛散防止のため用土シートを覆い、午後1時頃には作業を完了したところでございます。

当該廃屋につきましては、かねてより地元住民の方から倒壊の危険性について指摘を受けておったわけでございます。町としても強制力のある方法等、さまざまな可能性を協議してまいりましたが、行政代執行を行ったとしても代金の回収の見込みは低いとか、あるいは空き家の所有者のモラルハザードを招くことが危惧されていることなど、全国的に実施例も少ないというようなことでありまして、そのような対応は見合わせてきたところでもあるわけでございます。

今回の件におきまして、不幸中の幸いでけがをされた方はございませんでしたけれど、当該廃屋の被相続人の方はもう既に、昭和31年に死亡されておるということで、相続人の方も、わかってるだけでも20人を超えているというような状況が、問題解決を困難にしてきた要因の一つであるというふうに思っております。

今後において、快適なまちづくり条例というのもございます。このあたりの執行を早期に行いまして、また空き家除去にかかる国の支援制度の活用等含めて、引き続き国、県、関係市町村、関係機関とも連携を取りながら、既存の空き家への対策を進める一方で、新たな空き家の発生を未然に防ぐ取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 一応、今わかりましたけど、ちょっとまた快適で住みよいまちについて一応お尋ねしますが、こういうような町民課が一応出しますよね。平生町で生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、快適な環境づくりの推進条例を制定していますと。空き地、空き家を管理している人は、身近な住民に迷惑をかけないように、定期的な管理を、見回りをお願いしますと。それで、空き地に関しても、要するに自分で管理できなかったら公益法人、柳井シルバーセンター、電話番号までいろいろ書いてあります。それで、空き家の管理もいろいろ書いてあるんです。

それで、今言うようにあばら家ちゅうのはもともと最初空き家なんですよ。だから、空き家の管理をこういうふうにしきつととったら、あそこまで進まんですよ。だからそこまで進んでいる時点で、本当にこの空き家の管理、いろいろこういうふうにならわけていますけど、それが実際やられていたんか。

それで今言われた、これが倒壊したという話、今聞きましたけど、本当、昨年よりはものすごい傾いていました、はっきり言うて。だから、そういうふうな、一応こういう条例を出してるのに、空き家の管理で終わったら、あばら家が絶対できんですよ。空き家の管理で終わるわけ、は

っきり言うて。ということは、その空き家の管理が本當きちつとなされているか。

それと、そういう空き地にもいろいろ関連して、そういう美化のために町民課のいろいろそういうふうにお尋ねする人がおるんか、そして、こういうのをただ、ああいうインターネットで流してるだけか、それともどういうPRして、そしてこの持ち主にはどういうふうにしてるんか、そういうのを一応お聞きしたいと思いますが、よろしく願います。

それと、活気に満ちた明るいまちについてですが、今、町長言われたように、2年間企業を訪問いろいろされていますと言われてましたけど、極端に言ったら、商業地域や工業地域も平生町で現実にあった条件ができないかと。

僕らも昨年ほど3カ所ほど企業ちょっと見て回りました。それで、いろいろ話聞いたときにも単純にその工場、そこでちょっと工場広げたいけど、やはりその今、用途条件でいろいろだめやから現状をすると。そういうふうにしてその企業がそこをちょっと広げたいちゅうたとき、ちょっとその自分の周りを広げてもらうたら、それだけ雇用もふえるわけね。はっきり言うてね。だから、条例でこう決まったら、そりゃ仕方がないかもしれないけど、平生町で単独でそういうその緩やかな条例はできないのかな。だから、そういうのも一応お聞きしたいんですよ。

そして、単純に今言われるように、商業地域や工業地域も、そういう魅力のある形成に向けて町中心地域を整備しますじゃね、そして、周辺の環境保全など十分に配慮して、工場の立地条件など動向を踏まえ、産業、物流のインフラ整備を図りますと、いろいろうたわれてるんですよ。それは、いろいろ努力はされているとそれは思います。やはり言うたからには、やらないことには、そりゃだめなんですから。

だから、それが本當にどういう状況でどういうね、ただ訪問してそれで終わりか。それでいつも言われるのは、回答で言われるのは、関係団体と打ち合わせ、関係団体とその訪問した、そして安定所行って、そういう回答しか出てこんわけですよ。だから、それはもう行って当たり前のことで、それから先のことは一言もそういう回答に出てこない。だから、僕はそれの先を回答できるもんやったらそれを聞きたいんですよ。ただ関係団体と、もうあれっっちゃうのは、もう本當常識で、毎回言われても質問しても同じ回答がくるんですね。

だから、そういう点で、今後の平生町の活性化するために、本當待たなしなんですよ。企業誘致や商業活性化も。

それで、この前テレビでちょっと言いよったけど、徳山のあそこのね、松下がなくなっても、徳山どんどんどんそういう商業がふえていきよんですよ。それで、平生なんか、極端やったら、あそこのマックスバリューの横なんですけど、あれももうずっと3年も4年もそういう状態。

だから、この前も何かで僕言ったように、極端に言うたら、あそこを本當にね、相手として次の売却が決まるまで、町が、極端に言ったら固定資産税じゃないけど、そういう金で借りてから、

本当フリーマーケットのようなこと、テーブル張って1人から2,000円ぐらい取ってからそういうことをやったらどうかと。極端に言うたら、それは最終的には相手のその持ち主もあるんですけど、持ち主にはそういう買い手が出たときにはちゃんと撤去しますと。だから柳井のように、あそこの県の庁舎の横でフリーマーケットやられておられますけど、ここでやったら雨の降る日でも普通でも毎日できるんですよ。それで、1人でも多く平生町以外の人も参加してくれたら、平生町の活性化にもなるんですよ。

だから、そりゃ相手があるならあるでそりゃいいんですよ。ただ、相手のその売却が決まるまで、こうこうこうでちょっと利用させてくれんかと。やはりそういうのも1つの手と思うんですね。そういう考えもないかな。そういうことしたら、そういういろんなその活性化が出て、平生町も、ああ、平生町もあああれやなとイメージが上がって、極端に言ったら、商業も工場もいろいろ進出してくるかもわからんですね。

要するに、最終的に人を集めんことにはどうしようもないんです。何やるにしても。ただかけ声だけで企業誘致、商業の活性化ちゅうても何もできません。はっきり言うて。だから、そういう考えはどう思われてるか、一言お願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 最初の、空き家の関係ですが、適正管理っていうのは、空き家は本来建物の所有者、あるいはまた相続人においてしっかりその適正な管理がされるべきもの、私有財産である以上は、そういう立場であります。

したがって、そのことをしっかりやっていただくように我々は今、快適なまちづくり条例、これで指導をし、そしてまた要請し、場合によっては勧告行為をとるところまで対応させていただいておる。繰り返し繰り返し、この方の件の場合も、関係者が今、先ほど言いましたように、20人近く相続人がおられるというようなことで、相当苦労しながらでも、しかしそれも随分苦労しながらそこら辺までわかって、いろいろこちらからも声をかけさせていただいたり、対応させていただいてきた。なかなか強制措置が取れない、やむを得ず道路管理上の必要から、ああいう形で今日まで道路を確保するという観点から対応させていただいて、これから強制的な場合を含めてどうしたらいいかということ、これはどこの自治体も含めて、今大変悩ましい問題でございまして、国、県、とりわけ国にこういった私有財産の法的なあり方について、相続人が不明とか、捕まらんというような状況の場合、どうするのかというようなことを含めて、今整理をもらおうように、町としても県や国に対していろんな機会を通じて、町長会等を通じて正式に要望もさせていただいております。

しっかり連携をとって、これからもやっていきたい、町としてもまたできるだけ検討を進めていきたいというふうに思っております。

それから、町内の活性化に向けてということでございますが、しっかりそれなりに用途区域の問題で、都市計画の一つの制約があることについては、十分我々もその前段でお話をお伺いをして、該当企業とも十分協議をさせていただいて、町として、できるだけの支援はさせていただいたつもりです。

そのことを踏まえてお話があったんだというふうに思っておりますから、これからもそういった都市計画のあり方については、これはまた審議会等も十分皆さんと協議をしながら対応させていただきたいと思っておりますし、町とすれば、相手のあるところに対しては、しっかり接触もさせていただいておるつもりであります。努力をさせていただいておりますので、そのつもりで我々も今、引き続いて、これからも接触をしていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 何かこう、逃げられたような感じで。

さっき、この民生課にしても、こういう見回りのPRしたぶんに対しても回答があるかと思っただけありませんでしたけど。

最終的に、空き家、いろんな管理、いろいろありますよね。それで、極端に言うたらね、今回、今言われた、これが倒れたという感じやったんですけど、こういう空き家を危険度A B C Dってこう分ける考えはないんですか。極端に言ったら、密集地やこういうとこにあったあばら家は、もう危険度はAですよ。それで、こういう危険度Aに関しては町で1カ月なら1カ月、1週間に1回はあそこをパトロールしますよ。それで、山の中の、極端に言うたら、あばら家があるんやったら、誰も周りが来んから危険度はまあEならEでそりゃいいですね。単純に、その今言われたように、けががなかったからそりゃいいわけですよ。

倒れたからやる、事故が起きてから町が取り組むちゅうことじゃなしに、やはり前もってそういう町も危険度を5段階、3段階に決めて、一番道筋の危険度はこういうふうにやってますよ。そういうことも決めとったら住民にもそりゃ説明できるんですよ。

それで、あそこ行くたびに曽根の住民からいろいろ言われるんですよ。だから、僕も前何回か、前1回かな、言うたと思うんですけど、やはり住民から意見や電話がある、議員にこういうふうに行政頑張ってくださいと前言うたはずなんです。だから、そういうふうに行政がなんぼ言うてもやってくれん。たまたま本当に写真撮ったりいろいろしとったけえ、そういうこと言われたんですよ。

だからやはり、そういうその危険度が高いとこは高いとこでそりゃいいんですけど、やはりその住民にやっぱり説明する。今はこれはこういう私的財産でこうで、今町は、しかしこういうふうに頑張っていますよと、だからそういうのをわかりやすく、やはり説明もあっても僕はいいと思うんですよ。

それで、そういうふうに今、危険度を5段階でそういう条例が、そういうのをつくれるか、そして極端に言うたらそのこの通りでもそうなんですけど、14、5年前に火事になったまま状態がそのまま置いてあるんですよ。だから、火事即あばら家なんです。だから火事になられた方もそりゃあ被害でいろいろあると思いますけど、やはりそういうのも含めて、やはり空き家は空き家でいいんじゃないけど、あばら家になった場合、これをどうするかちゅうことを、やはり町でいろいろ決めて、平生町独自で、そりゃあ効力がないかもしれないけど、平生町はこういうこと決めて、こういう段階でやっていますから、住民もあれしてくださいと、そして、Aランクにしたら、町職員が委託された人が週に1回は点検に行ってますよと、だからその都度把握していますと、そういうことはできないかな。

それと、活気に満ちた明るいまちについても、今は商業、工業地域の、平生町に現実合ったような考え、町長言われていましたので、要するに立地条件ちゅうのが平生町一番難しいんですよ。工業用水にしても柳井よりは高い。だから、新しい企業を誘致するんじゃなくて、今、現状の誘致をいかに長くここに置いて、企業が生産活動してもらうか。そういうのもやはり方向転換して、今の企業に率先して何回もいろいろ行ったり、極端言ったら、工業用水にしてもこれは田布施と平生の問題、企業団の問題かもしれませんが、工業用水にしても今回据え置き、ちょっと値下げしますよと。だから少し頑張ってくださいよと。だからそういうあれでも、僕は方向性があっていいと思うんです。

だから、立地条件としてはあまりいい立地条件じゃないんですよ。だから、そういうのを踏まえてやはり誘致企業がなかなか来んやったら、今の企業の、今ある地元企業、地元商業関係を少しでも雇用をふやすように、そいで工場を広げるような、そういうのをどんどん企業訪問して、バックアップしてもらいたいんですよ。だから、そういう考えが恐らく今うなずいてるからあると思うんですけど、だからそれやるにはね、やはり工業、今より商業地域や工業地域ちゅうのもある程度やっぱ考えてやらんといかんですね。

だからその、この2点についても最後の質問ですので、わかりやすくよろしくお願いします。
議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 最初の、廃屋、空き家の関係は、今庁内、この役場の中で空き家廃屋対策連絡会議っていうのを関係課で持っておりまして、この前からもうこれ、いろいろ去年、おとしから大変大きな問題になっておりますので、ここで十分現状の把握までは掌握はできております。

問題は御指摘のように、その危険度を何段階か分けるにしても、問題はその危険の度合いが高いやつをどうしていくのかということだと思っております。

区分けはそれは出てくればあるし、できるし、庁内会議でこの対応は今させていただけておりま

すけど、ここのやっぱり場合によっては撤去まで含めて、行政がどこまでどういう形でやっていけるのか、ここんところをやっぱり、しっかり我々も協議をしていきたいというふうに考えておるところです。

それから、企業のほうの進出についても、インフラの整備等含めて、あるいはまた現にある地場企業といいますが、こうした方々が頑張っていただけるように、もちろん企業誘致も必要でありますし、きょうも午前中申し上げましたけれども、こういった新規の企業を誘致することによって、税収確保へつなげていくという対策と同時に、現在ある地場企業に頑張っていただくという意味で、そういった町のほうから今出向いて、連携を取ってやっていこうということで、今御指摘のような思いを持って、対応させていただいておるとというのが現状であります。

.....

議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

議員（5番 中川 裕之君） 先月の末でしたか、南海トラフに関する最終報告、まとめというようなことで、内閣府のほうから報告がありました。

次の9月定例会では、この防災対策総集編というようなことを予定をしておりますが、本6月定例会では通告をしてありますとおり、町の財源を確保ということで、いろいろお話をしてみたいと思います。

午前中に岩本議員さんのほうから、総まとめ的な確保は何かないかというようなことがありましたが、私の場合は、A構想ということで、具体的にお示しをして、どういうお考えかどうか、こういって進めていきたい。

このA構想、防潮堤の有効活用について。実は、佐賀、町内佐賀海岸、これからいろいろ賑わいを増してくるでありましよう丸山海浜パーク、町内唯一の海水浴場があります丸山パーク付近から、晃和興産佐賀給油所、ガソリンスタンドであります。今はもうなくなっておりますが、以前ありましたあの付近までの約250メートルの、これも災害対策の一環であります、高潮対策に対する防潮堤が高くなっております部分があります。約250メートル。

この場所は、私が毎日通る場所です。通るときには2回も3回も通るといような場所です。以前は走っておりましたも、もちろん道路を車で走るんですから、交通事故には気をつけて走らんにゃあいきませんが、ちょっとこう平生方面に出てまいりますときに、海岸のほうをちょっと見ますと、大変風光明媚で気持ち安らぐと、こういう風景でしたが、あれ、高くなりました。あそこを走りますと、何かこう、ちょっと一瞬ですが寂しい気持ちになると。まあ、そういうような状況になっております。

そこで、その250メートルのあの区間を、何かいい方法はないかと、毎日通っております。思いついたのが、あの壁面を有料広告、壁面アート構想、略してA構想と。こういって町内

外、県外でもいいと思うんですが、250メートルありまして、私が計算したことによりまして、1区画が横幅5メートルで縦が1メートル3、40センチ、ちょうどシネマスコープぐらいの感じですね。の画面になろうと思います。その画面が大体50区画ぐらいとれる予定です。それぐらいのスペースがあります。もちろん、あそこは県道であります。町単独でというわけにはいかない部分もあると思います。クリアしなきゃならんハードルというのもあるかと思いますが、そういうことで、これは有料広告ですから、年間契約なり複数年契約、それはまた、その次の段階で考えるとして、何とか今、町内にあるもののうちで何か利用して、たとえわずかでもプラスになることはないか。こういう発想でのこのA構想ということであります。大体そういうことでありますが、おわかりいただけましたかね。どういってお考えかどうかをお聞かせ願いたいということであります。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 大変、何とか生かして活用して財源確保に向けてということで、議員の大切な建設的な貴重な御意見を今いただきました。問題は、この御指摘のように、あそこは県の施設であります。それを町が一応、貸し受けて企業の広告用ということで、貸し出しができるかどうか。ここだと思うんです。県の行政財産でありますから、そういうことについての貸し出しができる場合というのは、自治法で決まっております。行政財産の貸し付けが可能な場合は、「庁舎その他の建物及び附属施設並びにこれらの敷地について、その床面積又は敷地に余裕がある場合、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる」ということで、この4つに限定されているんです。貸し出しが可能と、いうことでございまして、県道の護岸については、貸し付けを受けることができる行政財産に該当しないということになりますので、大変残念であります。今の御提案をいただきましたけれど、これは県そのものがやる場合でも、営利目的ということにつながっていきますから、これもできないというような県のサイドの回答もいただいております。なかなか、そういう発想を大変ありがたいと思いますし、大事な財源確保策として、御提言をいただいたと思いますが、残念ながら、そういう状況でございますので、また財源確保については、違う方法でこれからも取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

議員（5番 中川 裕之君） 使えないと、システムのだめだと、こういうことであろうと思います。これは、それでいいんですが。今、中央では安倍さんも法律変えようと、そういうような動きもありますよね。ですから、これに今言われた、今現在ではそうでありましようが、これは法律を変えるよりも、いわゆるみやすいと、難しいけどもやる気になってある面においては、9条を変えるよりも私は、いわゆる県の財産ということであれば、私たち、私も町長も皆さ

んもそうですが、平生町民であると同時に山口県民であります。私たちも、県民ですよ。山口。そういうことからすれば、へ理屈を言うと、こういうことになるところもありますが、ただ、今規則がそうだからと言って、そこに踏みとどまっていたら、いつまでたっても進みません。ですから、姿勢として一步踏み出すと、そういうただ今の現状はこうだから、もう引き下がるというんじゃないで、いけんもんじゃったら、変えりゃいいじゃないかと、こういう発想を、ぜひ姿勢を持っていただいて一步踏み出すと。一日一步。平生町の応援歌、町長も当然御存じです。この前も何かで歌いました。あの歌手が歌っている中に、ほかの歌ですが、歌詞の中に「一日一步、千里の道も一歩から」と、こういうすばらしい歌詞があります。そういうことで、今、規則がこうだからだめだというので、そこで終わりではいつまでたっても進みません。あの歌手の歌詞のように、一日一步、やっぱり進んでいくと、こういう姿勢で、今回は一応これで申しませんが、姿勢としてそういうものをチャレンジしていくと、ぶち破っていくということを、ぜひ町長の気持ちとしてお聞かせ願いたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） これは、先ほど議員のおっしゃることは、よくわかりますし、基本的には地方自治法の条文の中で決まっております、行政財産の目的外使用に係わる部分ですから、当然、国会で議論をしていただかないといけない問題になってきますから、機会があれば、こういう提起があったということで申し上げておきたいというふうに思います。

議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

議員（5番 中川 裕之君） 今回、こういうA構想ということで、思いつきで質問を申し上げましたけど、このことがすぐに派生されるということも、それはもちろんいいことなんですが、私のこの1つのA構想をきっかけとして、今現在、町内にあるものの中で何か財源確保にでもつながるようなことはないかというアイデアが皆さんの中から出てくると、私のこの質問をきっかけにして出てくることを願って私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（福田 洋明君） 答弁はいいですか。

議員（5番 中川 裕之君） いいです。

.....
議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） それでは、通告しております協働のまちづくりについて質問いたします。

町長は、今年度、協働のまちづくり元年として参加と協働のまちづくりを進めるべく力を注いでおられます。御存じのように、平生町を取り巻く環境は高齢化と人口減少に加え、生活環境も時代の流れにより大きく変化しています。その結果、地域行事や近所づき合いの力が失われつつ

あります。町の財政も厳しい中、住みよさが実感できるような町にするには、住民の協力が不可欠です。私は、この4月から施行された平生町参加と協働のまちづくり条例には、大きな期待を持っております。この町に暮らす人が、生き生きと輝くまちづくりの主人公になってほしいものです。平生町への理解と関心を深め、郷土に愛着と誇りを育み、魅力のあるまちづくりを進めていくために「平生町の日」を制定できないでしょうか。ふるさと平生のために、自分たちに何ができるか考え、行動する日として「平生町の日」の制定は考えられないかお伺いいたします。

議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。再開を午後2時15分からといたします。

午後1時57分休憩

午後2時15分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 参加と協働のまちづくりに関連をして、条例制定を機に「平生町の日」の制定はいかがかということで、条例につきましても大変前向きに受けとめていただいて、こうした提案をいただきましてありがとうございます。町民全体でこの参加の意識、協働意識っていいですか、こういうものを高めていく上で大変有意義な提案だというふうに思っておりますし、今ちょうどいわゆる指針といいますか、協働推進プランの策定を進めておりますから、その中でもこの提案については協議をしていただくように、私のほうからも指示をしておきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 指針の中で協議していただくという、いいお返事をいただきました。

この「平生町の日」っていうのは、例えば「県民の日」っていうのが関東には結構たくさんあります。昭和43年に茨城県で、46年に埼玉、59年に千葉と制定しておりますし、中国地方でも、鳥取県が「県民の日」というのをつくっていますし、市では岡山市が同様の日を決めております。内容は、公共施設の無料開放や県庁の公開、式典、学校を休校するところもあるように聞いております。いや、本当、笑い事じゃなくて学校も休校になるんです。年に一度っていうのが多いですけど、例えば、山口県は第2土曜は「家庭の日」とかいうのをやっておりますけれど、例えば第1日曜日は「平生町の日」とかいう感じで、今回は美化活動をする日で一斉掃除をしようとか、今回は自治会活動をしっかり推進をする月で、じゃあ自治会同士が自治会の中で集まって何か一緒に行動しようとか、そういう感じで複数回するというのも、私はそれもおもしろいかなというふうに考えておりますけれど、町長、現時点でどういったお考えをお持ち

か、町長のお考えだけお伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 「平生の日」ということで、具体的なまだ私が構想があるわけではありませんが、何らかの当然イベントなりあるいはまた取り組みというのが出てくるんだろうと思いますが、その辺も含めて検討していただくということになろうと思います。まだ、私、きょう今この御質問をいただきまして、私が構想を練っているわけではありません。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 通告しましたのは1週間ぐらい前ですから、ひょっとしたら何かお考えがあるかなとちょっと期待をいたしました。どちらにしろ、地域活動に参加している人ほど幸福度が高い傾向にあるというデータもございますから、「平生町の日」について前向きに考えてくださるというお話ですので、期待をして、この質問は終わります。

2つ目の質問に入ります。2つ目は、住宅環境の整備についての質問でございます。

第四次平生町総合計画の施策26に「良質な住宅環境の整備」が取り上げられています。現状と課題として、既存の町営住宅の中には、耐用年数を経過し、老朽化した住宅も残っていることから、入居者の安全確保のために適切な維持管理が必要とあります。また、今後の取り組みでは、計画的な修繕と建てかえを進めるとなっております。今年度の実施計画の中にも公営住宅等長寿命化計画策定事業が新規に入っているところで。

現在、町が管理している町営住宅は194戸で、そのうち昭和37年から50年にかけて建設しているものが7カ所に約120戸あります。老朽化した住宅の再建整備を進めるともありますが、町内に点在している町営住宅の、今後どのように集約していくのか、また長寿命化計画の対象はどのように考えているのか、まず質問いたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町営住宅の現状については、今、議員御指摘のような現状でございます。老朽化したところもございますので、空き家が生じた場合は用途廃止をしていくということで取り組んでおりますし、かなり修繕が必要なところもございますので、定期的な点検を行いながら適切に修繕を行っておるということです。

入居者の状況等もかなり高齢化や単身世帯の増加傾向ということが指摘をされております。そういったことも踏まえながら公営住宅の長寿命化計画を今年度策定をすることに今いたしております。いわゆるライフサイクルコストの縮減につなげていこうということですが、これがないとこれからの住宅の建てかえとか改善ができないということで、助成対象にならないということですから、この寿命化計画を10年間、10年以上として、5年ごとに定期的に見直していくという方向で今この取り組みを進めようといましておりますということでございます。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（８番 細田留美子さん） １０年かけて考えるということでした。今から用途廃止して（発言する者あり）計画が１０年というお話でした。用途廃止もしていくということで、建てかえもちろん、結構古いものがありますから、改修及び建てかえのほうも視野に入れてらっしゃることだと思っております。

その中で、今、単身者もふえてるというお話でした。そういった高齢者への対応とか、若者への定住支援やＩターン、Ｕターン、Ｊターンなどの受け入れは、町営住宅の計画の中には入れられないのでしょうか。別にリフォーム事業とか定住支援の事業はほかにもお持ちではありますけれど、町営住宅としては建てかえるときにそういったことも考えておられるのかどうか、お願いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 建設課長のほうで答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 藤田建設課長。

建設課長（藤田 衛君） 今後の住宅整備ということでお答えをさせていただきたいというふうに思いますけれど、現行の住宅の管理・整備については、先ほど町長が申しましたように、公営住宅長寿命化計画の中で計画的に進めていくわけでございますけれど、あわせて老朽住宅の建てかえ事業等についても整備を進めていくということになります。その中で高齢者世帯であったり、高齢者単身向けの優良賃貸住宅であったり、子育て世帯、若者支援住宅等々、本町における居住の安定に配慮が必要な世帯を対象とした地域優良賃貸住宅の整備についても検討していく必要があるというふうに思っております。

この地域優良賃貸住宅の整備については、また町の総合政策、あるいは後期計画の中で住民の皆さんの意向とか民間事業者の動向調査しながら、また検討を進めていきたいと思っております。以上です。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（８番 細田留美子さん） 人口減とかそういった高齢化とかいったものも考えながら、適正な戸数とかそういったものを民間などと一緒にバランスを考えながら今からつくっていかれるとは思いますが。

そういった中で、例えば、今シェアハウスなんか、共同生活をしていくってというようなシェアハウスなども全国では取り組まれているところです。今そういったものを政策的にちょっと誘導していくということも今からの住宅政策の中では必要なんじゃないかなとは思っています。啓発事業やら改修費の助成事業など、そういったシェアハウスなどに対するそういった助成事業は考えられないか。今住宅リフォーム助成事業っていうのはしていると思っておりますけれど、そういった

住民が共同で生活するという事を視野に入れるおつもりがあるかどうかということと、それから高齢者の増加に伴って、孤立死や先ほどの空き家の相続が複雑な人の話もございましたけれど、亡くなられたときの家財の処理とかそういったものとか、家の中で倒れていらっしゃるときに鍵の開閉はどうするのか、そういったものも適正管理の中に含まれていくのかどうか、お答えくださいませ。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 建設課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 藤田建設課長。

建設課長（藤田 衛君） シェアハウスとそれから高齢化した中で高齢者に対する適正管理という御質問であったかと思えます。

先ほど町長が申しましたように、隅田住宅とか下横住宅とか森の下、上横というような平屋木造住宅は、昭和37年から44年に建設したものでございます。大変古い時代、かなり昔に建てた住宅でもあるわけでございますので、これまでの間、住民の皆さんのライフスタイルも大きく変化してきておるわけでございます。単身世帯の方もかなりふえてくるということで、2015年には日本全国でも33%が単身世帯という推計値も出ているわけでございます。

御質問のシェアハウスということでございますけれど、共同生活型の新たな住まい方でありまして、いろんな若者向けだけでなく高齢者向け、また東京都のように都営住宅を多世代型のシェアハウスに転換することを検討しているというところもあるようでございます。こういったところに建設に対する支援であったり、あるいは町としてどう考えるのかといったこともございますけれど、先ほども申しましたように、住民の皆さんの意向であったり、あるいは民間事業者の動向調査しながらシェアハウスというのも、新しい考え方でございますので、少子高齢化社会に対応した新たな住まい方についても今後研究して、その辺の対応については考えてまいりたいというふうに思います。

それから、高齢者の世帯についての管理については、いろいろこれまでいろいろフォローしあったりとかそういうところもございますけれど、今現在そういったところも町営住宅の中で発生をいたしておりますので、鍵の管理であったり、地域での見回り等、地域の方をお願いをしている状況でございますので、そういったところでしっかり対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

.....
議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） それでは、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず、独立行政法人水産大学校田名臨海実験実習場について、3点質問させていただきます。

まず、1点目は、田名臨海実験実習場が閉鎖されることについてなんですが、今年度をもって閉鎖される田名臨海実験実習場は、独立行政法人であります。平生町にある教育施設であります。地域の水産振興のため、竹漁礁や生物展示、中学生の体験学習の提供などを行っております。これらの活動により平生町がある程度活性化されております。平生町からなくなることは非常に残念だと私は思っているんですが、町長はどのように思われているのでしょうか。町長の思いをまずお聞かせください。

2点目は、国との対応についてです。前政権が行った事業仕分けによって閉鎖が決まったようですが、事業仕分け決定後、町長はどのような対応をなさったのでしょうか。また、政権交代後決定に変わりはないのでしょうか、この点についてお聞かせください。

次に、3点目ですが、有効活用についてです。今後、もし平生町に払い下げという話があった場合、平生町のために有効活用するという考えはあるのでしょうか。

以上、3点についてお聞かせください。よろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 田名の臨海実験実習場についてでございます。

下関の水産大学校の実験実習場として、本町の阿多田のところで今日までそれなりの実績も積んでこられて、町としてもいろんな交流、そしてまた町への貢献等もあったというふうに認識をいたしております。今回の事態については極めて残念に思っております。

平成22年、御指摘のありましたように、今回の独立行政法人を対象としたいいわゆるこの事務事業の見直し及び制度組織の見直し、これが平成22年と24年1月、それぞれ閣議決定をされております。その基本方針を踏まえて施設を閉鎖をするという方針が出されております。平成22年の12月においては、田名臨海実験実習場を廃止し、国庫納付するということを検討するということが決定をされて、24年1月20日にこの廃止についての閣議決定が行われておるとい状況でございます。

最初の段階でそういった状況をキャッチをしまして、当然存続に向けての農林水産大臣に対する要望、それから当時の政権政党、そしてまた関係する政党を含めて強い要望をさせていただきました。いろんな経緯はありましたけれども、結局、これは平成24年2月、去年の2月の段階で、「農林水産省の方針として平生町の御要望に伝えることは困難であり、田名の臨海実験実習場について、実習場を有する下関本校との統合するための廃止をせざるを得ない」ということで、実習場の土地・建物を農林水産省から財務省に所管がえし、財務省が処理することになるということの決定がなされたわけでございます。施設そのものを廃止する方向で今検討がされておるといことございまして、大変、国の方針とはいえ残念でなりませんし、また政権交代というこ

とでもアクションを起こしましたが、閣議決定が二度にわたってなされておる経緯を踏まえて、これが大変困難な状況にあるということは事実でございます。大変、本町としても、少なくとも、当時、せめて発言の場といえますか、町としてのそういう機会もぜひつくってこないかということも随分要望しましたが、事業仕分けがまずありきというような当時の、まず削らなきゃいけないというような雰囲気が漂っていたという状況の中で、いわゆる実験、実習については下関でやればいい、要するに本校でやればいいじゃないか、これは無駄な施設であるというような位置づけが、信じられないようなことでありますが、なされた経緯があるというふうに受けとめておりまして、大変残念でなりません。そういう状況で今日に至っておるということで、御理解をお願い申し上げたいと思います。

したがって、なかなかこれを有効活用していくということの展望が開けていないというのが現状であります。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） 町長も御苦労されたということで、2回にわたって、政府のほうに要望に行かれたということで、今後ちょっと更地になるような予定もあるということで、ちょっと難しいのかなとも感じた次第なんです。それにしても、ちょっと先ほどから、ほかの議員の方がもっと有効活用、土地とか有効活用ができないかとかいう話もあったとおり、先ほど中川議員も言われたとおり、防波堤とかああいうのも有効活用したら町の活性化につながるんじゃないかという、そういう箱と人はあるものを使えという言葉は、私どっかの本で読んだんですが、ああいうものをただなくしてしまって、もう更地にして、お金を生まないっていう考え、ちょっとおかしいんじゃないかと私は考えているわけで、それで、国もこれから農林水産業を活性化をさせようというそういう考えがあるはずなのに、一回事業仕分けで決まったからそういうもう要らない施設と言ってぱったり切っちゃうというのが、私も町長が残念に思うというのを聞いてちょっと少しうれしく思ったんですが、そういう考えはちょっと国のほうに改めてもらうべきだとは私も思っているんですが、ちょっと難しいのかなと思うんですが、今町長が国のほうに行かれて話をされているわけなんです。もし、町民の方でもし、町民の方じゃなくてもいいんですけど、周りの民間の企業やNPOの方がそこを見られて有効活用したいとかそういうふう考えたときに、考える人がいたとして、そういう方から要望が出た場合、町長としてはそういうふうな方と一緒に国に要望を出すという、そういう考えはありますか。そこら辺をお聞かせ願いたいんですが。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほども申し上げましたように、2年前、3年前からの経緯がございまして、当時の実情、それから平生町この周辺を含めて果たしておる役割、今日までこの地域で貢

献をされた実績等々含めて何とか存続をしていただくようにということで、これはまさに町民の意思として町長として要請をさせていただいたということでございまして、閣議決定というのは、やっぱりそりゃあこれが二度も行われておるわけございまして、一つは基本方針、それから事務事業と組織の見直しということで、それを踏まえて下関の水産大学校は計画を策定をしておるという状況でございますから、もう現実には手を離れておるといいますか、下関の水産大学校とある意味ではこの活用について何とかまた考えてくれないかというその話し合いは、これは方向としてできないことはないけども、ただし、ここの施設については、もう今言うように国庫に納付というのをこれも決定してますから、違う形で水産大学校とのこれからいろんな連携を将来考えていくとかいうことは、これはまた話は水産大学とは今までの経緯がありますから、話はいろいろ将来に向けての協議ができますけれども、この施設そのものをもう一度活用について検討させてくださいということは、現実の問題としてなかなか難しいんじゃないかなというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） そうですね。2回にわたる閣議決定というのは相当重いものだとということでとても私も残念に思うんですが、今回一般質問させてもらったときに、ナマコのことをちょっと、ナマコがとれるって、私関東の生まれなんですけど、ナマコっていうものを食べたことがなくて、それでこちらに来てなまこのこのわたとかそういうのがあるっていうのを知って、それで瀬戸内海にナマコがとれて、中国のほうで漢方薬として有名で、だからそういうのを特産品にならないかなという、そういう考えでちょっとナマコのことを勉強させてもらいに行った経緯があって、そのときに施設をいろいろ見させてもらって、ああ、こんな施設、こんないい施設があるんだと思って、生けすとかあって、この生けすで魚を飼って食堂で調理してお客さんにも出したらとか、そういう絵に描いた餅を頭の中でイメージして、それでそのときにもうここはもうなくなるんだよということをはば聞いておった次第で、それで今回もうそろそろ今年度で閉鎖されるということでどうにかならないのかという思いでちょっと聞いた次第なんです。本当に平生工業も倒産されたという、先日にもありましたけど、あそこらへんが本当に寂しくなるなという思いでいっぱいなんです。何とかならないかなと、ちょっと今後自分なりに考えてみようかなと思っております、はい。

次の質問に移らせていただきます。

防災備蓄について、3点質問させていただきます。

まず1点目は、平生町の防災状況についてです。平生町の防災状況は現在どのような状況なのでしょう。先日内閣府が発表した南海トラフ巨大地震対策最終報告では、家庭用備蓄を3日分から1週間分にふやすように求められました。平生町の備蓄はどのような災害を想定して用意さ

れているのでしょうか。

次に、2点目ですが、平生町の備蓄状況の情報公開についてです。平生町の備蓄状況が町民の方には公開されておりません。なぜでしょうか。自主避難非常用持ち出し品の判断基準になるので公開したほうがよいと思うのですが、いかがでしょうか。

また、行政協力員会議の際に、行政協力員会議といっても自治会長さんがほとんどなんですが、自治会長さんが自主防災の代表の方がほとんどなので、そのときに平生町避難所マップ、役場に置いてあるA3のやつなんですが、こういうのとか、あと町の防災状況を含めたものを配って意識啓発に努めてはいかがかと思っておるんですが、いかがでしょうか。

次に、3点目ですが、内閣府が発表した南海トラフ巨大地震対策最終報告では、家庭用備蓄を3日分から1週間分にふやすように家庭には求めましたが、平生町も備蓄をふやす必要が思われる点でいかがでしょうか。

以上3点、よろしくをお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まず、最初の防災備蓄の状況、どのような想定のもとでということでご用意されているかということでございます。

先ほどから南海トラフの巨大地震対策の最終報告の公表等があったわけでございますが、ちょうど今平生町が地域防災計画見直し作業を行っておりまして、まだ平成、一番最初は7年度、それから11年度に改定をしまして、その当時策定をした防災計画に基づいて最低限の災害時の備蓄に取り組んでいるという状況でございます。決して十分な体制とは認識をいたしておりません。そして、また家庭の場合も先ほどありましたように、3日間から1週間程度の食糧備蓄を含めての体制強化ということが言われております。町としても、しっかりもう一度点検をしながら、地域のある意味では実情に応じた備蓄品の整備というものを進めていかなきゃいけないだろうというふうに思っております。

それと、公開につきましてでございますが、できるだけ保管場所等についても、これはまだ十分でないかもしれませんが、しっかりその辺についても情報提供をさせていただきたいというふうに思っております。行政協力員会議等でも情報提供せいという話でございました。この辺も備蓄状況を公表しながら、ぜひ地域のリーダーの皆さんに頑張ってもらえるように、積極的な情報提供をこれからも心がけていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） ありがとうございます。今の平生町の備蓄状況ということでお答えいただきましたが、総務課の担当者の方からこの1枚紙をいただいて、その前に行政協力員会議のときに、自治会長の方が「ここに備蓄のものがあるんですか」という質問されてて、私もそ

それを聞いてどんな備蓄があるんだろうと知らなかったもので、それでその担当者の方に聞いたならこれが出てきたわけで、こういう情報が公開されてないというのはなんか変だなと思って今回質問させてもらったわけです。これをぱっと見て、中身はちょっと何があるかっていうのが、小学校と中学校と公民館、あとコミュニティセンターと児童館、また佐合島コミュニティセンターに資材備蓄倉庫があって、その中にある。ちょっと備蓄倉庫によっていろいろ入らないものがあったりしてちょっと中身が違ってくる場所もあるんですが、大体アルミ製救急箱が1個と救急セット、包帯とかカットパンですね、が1個と、災害救助用毛布、これが10個、防水シートが3.6メートル掛ける5.4メートルが10個、コードリールが1つ、非常用食品、乾パンですね、乾パン1.8リッター缶が64食がこれが2個、ラジオつきランタンがこれが1個、懐中電灯が5個、アルカリ乾電池単一が20個、ポリタンクが20リッターが5個ということです。

これで、1カ所当たりの、最後のほうに1カ所当たり各資材算出根拠が全体で平生町人口の約1万4,000人の5%の700人が1日2食分緊急避難できる最低限の物質の備蓄の目標として整備とされているんです。これを見て、町長も先ほど言われましたけど、これ最低限って言うけど700人で1日しか持たないのかと、これしかないんだと思って、ちょっとこれはちょっと少な過ぎるんじゃないかと私思った次第で、それでこういうことを町民の皆さんが知らないで避難所に行って、避難所に行けば何とか、何かがあるだろうっていう知識も知らずに行って、それでこれしかないのに、じゃあ家にいたほうがよかったんじゃないかと。もし避難所に行く途中に二次災害に遭われて、これだったら家にいたほうがよかったっていう、そういう判断ができないんじゃないかと思います。だから、避難所に行ったらこれがあるから行こうっていうんで考えならいいんですけど、（発言する者あり）ちょっと今の変な考えかもしれませんが、知らないよりは知っていたほうがいいですよ。そういうことが情報公開されてないって何か不思議だなと思ひまして、それでちょっと今回質問させてもらったわけなんですけど、はい。情報公開していただくということでもよろしくをお願いします。

あと、山口県は現物での食糧備蓄はせず、事前にコンビニやスーパーと協定を結んでおき災害時に食料提供してもらって流通備蓄という形をとっております。しかしながら、流通備蓄は東日本大震災の際は店舗が倒壊、交通網、通信網が寸断され、機能しませんでした。南海トラフ巨大地震のときに頼れるのは身近な備蓄だと考えられますので、それらも想定していただけるようよろしくをお願いします。

あと、これ6月17日の中国新聞なんですけど、「進めぬ家庭の防災備蓄」ということでちょっとタイムリーなのがあったんですけど、この中で、「山口、島根の両県は備蓄状況を把握してない」という文章があるんですね。平生町、県で把握していないんで平生町でもちょっとどうかというところあるんですけど、アンケート等で町民の備蓄状況を把握されているんでしょうか。アン

ケートにより備蓄状況を把握することによって備蓄量を決める判断基準が得られると思いますのでぜひ実施していただきたいんですがいかがでしょうか。よろしくをお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまの御質問でございますが、昨日の中国新聞に今の記事の内容が載っておったと思います。中国5県でもアンケート、これは県レベルでのアンケートの報道ではないかと思いますが、その内容としたら山口県は実施しておりませんが、岡山、鳥取は12年度にアンケートして、約20から30%ぐらいの家庭での備蓄があるというようなアンケート結果になっております。

平生町においてどうかという話ではないかと思いますが、全世帯にというのはちょっと今頭にはなかったんですが、例えば、毎年防災の訓練をしております。そのときに参加者にアンケートをすとか統一するとか、またかなり実績として自主防災組織に出前講座でこちらの職員が行って防災の話もさせていただいております。行政協力員も一つの手段と思いますが、協力員会議とか、いろんな手段を使いまして、ある程度抽出の格好になってくるとは思います、アンケートなりそういった状況については調べられると思いますので、その辺はちょっと取り組んでいきたいなというふうには思っております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） ちょっとやっていただけるということでありがとうございます。よろしくをお願いします。

最後に、内閣府は避難所にトリアージ等を導入して、弱い立場の被災者を優先させる形をとるということを言っております。平生町もトリアージを導入するということだと思っておりますが、もし導入するのであれば避難所に弱者のための備蓄を用意しなければならないと思うんですが、そこら辺もちょっと今の時点で考えがあるかどうかをちょっとお聞きできればと最後に思ったんですが、よろしくをお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 先ほど町長申しましたとおり、今地域防災計画を策定しております。その中でもいろんなケースと、またいろんな想定をさせていただいたことで、今後対応して検討していきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） これをもって一般質問を終了いたします。

議長（福田 洋明君） これより、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 朝方の行政報告をいただきました件、少し確認の意味を含めまして1点だけお尋ねをいたします。

健康づくり計画について、6月14日ですか、概要版を住民の皆さん方にお配りをしたよという御報告をいただきました。これ、成果物は今後どのような形で住民の皆さん方に目がふれる機会があるのかなのか、このことをまずお尋ねをいたします。この概要版だけで終わってしまうのかどうなのか、そういう趣旨です。

以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 田代健康福祉課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） 平生町健康づくり計画をこの前お知らせ版と広報の配布時に一般家庭全戸に概要版を配布しております。今後ですけれども、広報、ホームページのほうにも掲載しております。そういった住民の目にふれる方法としては、ホームページとあと各公民館のほうにも閲覧していきたいと思っております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） そこでお尋ねをするんですけども、いわゆる住民の皆様との情報共有ということで、これは今例えで言ってるだけのことでして、今から今後もこういう計画案というものはいろいろと出てくると思います。そういうときに住民の皆さんとどれだけ情報の共有ができるか、こういうことが協働のまちづくりの第1歩、非常に重要な基礎の部分に当たるんじゃないかということを常々思っているわけですけども、町のほうでは、今のようなことですとホームページと公民館、そうすると情報格差を生んでますですね。住民の皆さん方の間に、そうすると情報の共有という意味でどうなのかなという危惧な面を私非常に心配しているところであります。そういうふうに、情報の共有をするためには、さまざまな情報の段階とありますが、これは皆様方に早く知らさなきゃいけないよ、これはある程度ホームページ上、また公民館レベルで公開をする、そういう、それとあとお知らせ版等で配布すればいいというような情報さまざまあると思うんですけども、まちづくりの第一歩として、そういう情報のランク別、仕分けっていうものがされてるのかどうなのか。特に、例えで今言いましたけれども、健康づくり計画案というのは、日常生活における住民の皆様方の健康づくりに対する習慣とか、そういうものを、それと行政、関係団体が一緒に取り組んでいくべき基本方針、それは常々の健康づくりにも役立つ

つし、しいては医療費の抑制等にも非常に深くかかわってくるべきものだろうと思います。その辺でどのように情報のランク別でのお知らせっていうんですか、住民の皆さんとの共有っていうものをどのように、まちづくり協働元年と言われるわけですから、指針を今から進められるとのこと、朝方からありましたけれども、どのように今のところ、もう25年度はスタートしているわけですから、こういったものがさまざま、計画、9月までにはいろんな形で出てくると思います。どのようにされていかれるおつもりなのかどうなのか、お尋ねをいたします。以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 健康づくり計画だけではありませんで、いろんな計画の策定につきましては、やっぱり一定の前段から住民の皆さんの意見を踏まえながら、あるいはそういった審議会等含めて協議をいただきながら集約をして、一定の素案、そしてまた成案に至って、またパブリックコメント等いただきながら、とにかく情報につきましては、できるだけそのやりとりをしながら一つの計画をコンプリートしていく流れで今までもやっておりますし、できるだけこれからもそういった意味では、情報を共有をしていくという大変大事な分野でありますから、計画策定についても、あるいはまたでき上がった後の計画についても共有をしていくという意味から、こういった手順はこれからも大事にしていきたいと思っておりますし、この本編を全部というのは、大きな計画の場合とはもかくとして、こうした大事な計画の場合は概要ということで全戸配布をさせていただいております。概要版の中身が問題だろうと思っておりますけれども、できるだけこういったポイントを外さないように、このエキスをしっかり盛り込んだ内容になるように、この辺は十分これからも注意をしていきたいというふうに思っております。できるだけ協働のまちづくりの、いってみればベースになるところですから、大事にそこら辺の住民の皆さんに共有できるような取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に提出議案に対する質疑に入ります。

議案第1号平生町飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

ここで日程の変更についてお諮りいたします。一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、6月19日の本会議を休会といたしたいと思っております。これに御異議あ

りませんか。

〔「意義なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって日程を変更することに決しました。
したがって、本日の議事日程に、日程第7、委員会付託を追加いたします。

日程第7．委員会付託

議長（福田 洋明君） 日程第7、お諮りいたします。議案第1号平生町飲料水供給施設給水
条例の一部を改正する条例の件は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託
表のとおり、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号の件については、お手元に配布の付託表のとおり、常任委員会に付託する
ことに決しました。

議長（福田 洋明君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は6月25日午前10時から開会いたします。

午後3時02分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 松 本 武 士

署名議員 村 中 仁 司

平成25年 第4回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成25年6月25日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成25年6月25日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平生町飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議員派遣の件
- 日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第1号 平生町飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議員派遣の件
- 日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員(12名)

1番 松本 武士君	2番 村中 仁司君
3番 久保 俊一君	5番 中川 裕之君
6番 河藤 泰明君	7番 淵上 正博君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 羽山 敦紀君 書記 村井 泰行君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	小島 康司君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			吉賀 康宏君
総合政策課長	角田 光弘君	町民課長	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長			山本 俊明君
健康福祉課長			田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長			岩見 求嗣君
建設課長	藤田 衛君	佐賀出張所長	安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長			福本 達弥君
社会教育課長			藤山 一人君

午前10時00分開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第116条の規定により、議長において久保俊一議員、中川裕之議員を指名いたします。

・ ・

日程第2．議案第1号

議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平生町飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件に関し、6月18日の本会議において関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。久保俊一産業文教常任委員長。

産業文教常任委員長（久保 俊一君） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成25年6月18日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号につきまして、6月20日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。その結果と主だった審査経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号については、全会一致で承認することにいたしました。

次に、主だった審査経過を報告いたします。

まず、執行部から「平生町飲料水供給施設給水条例 別表2 新旧対照表」に基づき、改正する箇所についての補足説明があり、量水器口径13ミリから25ミリまでの基本料金1,260円、従量料金210円のところを、一律1トン当たり31.5円の料金改定を行い、基本料金1,512円、従量料金241.5円とすることと、「量水器口径」を「メーター口径」という表記に改めることが説明されました。

また、条例案の附則にある経過措置については、施行期日の7月1日以前の5月20日から7月20日までの使用に係る料金は旧料金となるが、施行期日以降に新規契約される方は新料金となるものであるとの補足説明がありました。

質疑はありませんでした。

以上が、産業文教常任委員会での付託を受けました議案の審査結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 以上で、委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第1号平生町飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

議案第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

日程第3．議員派遣の件

議長（福田 洋明君） 日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりといたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてはお手元に配布
の文書のとおりとすることに決しました。

日程第4．常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（福田 洋明君） 日程第4、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたし
ます。

会議規則第67条第1項の規定によって総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から、お
手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のと
おり閉会中の継続調査とすることに決しました。

議長（福田 洋明君） 以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしま
した。

これにて平成25年第4回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時08分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 久 保 俊 一

署名議員 中 川 裕 之